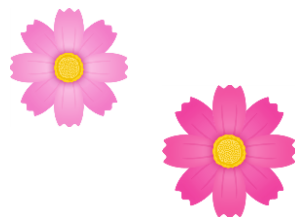


公益法人向け情報誌

こうえき



第10号

2020年9月1日 発行

特大号

【特集：公益法人・一般法人】

『公益法人のガバナンス強化を巡る動向』

『withコロナ時代における法人運営』

『収支相償を満たすことが出来ない場合の対応策』



【インタビュー】

日本赤十字社 事業局長 堀 乙彦 氏

全国公益法人協会 特別顧問 渋谷 幸夫 氏

鎌倉女子大学学術研究所 准教授 福井 文威 氏



いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券

特集：公益法人・一般法人

- 『公益法人のガバナンス強化を巡る動向』
SMBC日興証券株式会社 公益法人業務部制度調査課
主任研究員 司 淳P4
- 『withコロナ時代における法人運営』
有限責任監査法人 トーマツ
公認会計士 板垣 宏一郎 氏
公認会計士 川本 寛弥 氏
公認会計士 米谷 直晃 氏P23
- 『収支相償を満たすことが出来ない場合の対応策』
公認会計士・税理士・行政書士
堀井 淳史 氏P35

インタビュー

- 『コロナ禍における日本赤十字社の取り組み』
日本赤十字社 事業局長
堀 乙彦 氏P43
- 『コロナ禍における理事会等の決議の省略』
全国公益法人協会 特別顧問
渋谷 幸夫 氏P53
- 『日米の寄附税制と動向』
鎌倉女子大学学術研究所 准教授
福井 文威 氏P67

『特集：公益法人・一般法人』

- 本資料は、別段の表示がない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものでありますが、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性があります。
- 実際の取引等をご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き等にご留意いただき、所轄の税務署や弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券

『公益法人のガバナンス強化を巡る動向』

SMBC日興証券株式会社
公益法人業務部 主任研究員
司 淳

はじめに

2018年、新たな公益法人制度が発足して10年が経過した。公益法人業界では環境の変化を踏まえて、制度の見直しについての議論が活発化し、財務3原則の見直しを柱とした提言も発表された。他方、政府・与党においては公益法人のガバナンス強化に向けた動きも出てきた。

本稿では公益法人のガバナンス強化に向けた動きを振り返る。内閣府の「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議（以下、有識者会議）」で議論された内容を整理し、今後の公益法人運営において求められるものは何かを考察する。

1 内閣府の下に有識者会議が設置された背景

2019年11月22日、内閣府特命担当大臣（規制改革）が決定した「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議の開催について」という一枚のペーパーがある。そこには本会議の趣旨として次のように記されている。

「新公益法人制度の発足から10年が経過する中、複数の不祥事が発生するなど公益法人の活動の状況等を踏まえ、経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）に基づき、公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行うため、内閣府特命担当大臣（規制改革）の下、公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議を開催する」と宣言している。

「経済財政運営と改革の基本方針2019」、いわゆる「骨太の方針2019」の中の、「次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革」の中に「新公益法人制度の発足から10年が経過したことから、公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行う」と閣議決定されている。

その閣議決定の背景となったものが2つ紹介されている。一つが「骨太の方針2019」が閣議決定されたちょうど1週間後にあたる2019年6月28日に、自由民主党行政改革推進本部の公益法人等のガバナンス改革検討チームがまとめた提言である。

同本部では2018年11月以来、テーマごとにプロジェクトチームを設け、「行政関与のあり方」「国立大学法人改革」「公益法人等のガバナンス改革」「統計改革・EBPM推進」等について検討を行ってきた。本提言はそのうちの「公益法人等のガバナンス改革検討チーム」（牧原秀樹座長）により取りまとめられたもので、公益法人制度及び学校法人制度について、これまでの経緯を概観したうえで、それぞれの制度に対して提言を述べている。

公益法人制度に関する提言では、法改正も視野に入れた一定規模以上の法人に対する独立

評議員、独立理事、及び独立監事の選任の義務付け、情報開示プラットフォームとなるオンラインポータルサイトの拡充、ガバナンスコードの策定の推進など、10項目の提言を掲げている。

ここでは「これまでの経緯」として、「公益法人の内部には株式会社における株主と同程度に法人運営に強い利害関係を有するステークホルダーが不在であるというガバナンス上の課題も指摘されている」としている。また、「近年では、公益法人の不祥事が複数発生しており、公益法人のガバナンスの機能不全が疑われる事態も生じている」という。「公益法人は、税制優遇を受けるに相応しいガバナンスが求められており、このような事態が生じていることについては、国民から厳しい批判を受けている」としている。

そこで同チームはそれまでに10回にわたるヒアリングを実施し、公益法人等の制度や運用状況の検証を行った。その検証を踏まえ、ガバナンスの機能不全を予防・改善し、自律的運営をより確かなものとするために、公益法人に関する10の、学校法人に関する8の提言を行った。

閣議決定の背景となったもう一つは、公益法人制度改革10年を迎えて、公益認定等委員会で振り返りを行っており、「新公益法人制度10年を迎えての振り返り」報告書（2019年3月27日）として取りまとめたものである。

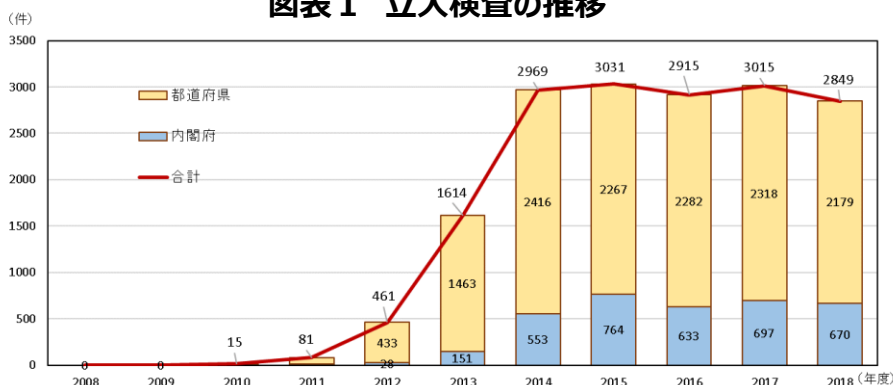
主な内容としては、「新公益法人制度について全体的に見ると、一定の成果があがっていると評価できる一方で、個別の事案の審査・監督を行う中で問題意識等も感じてきたところである」「各公益法人においては、自らの目的・理念に則って「自立」と「自律」を重視した法人運営が強く求められていることを十分認識した上で、適正な運営に取り組んでいくことが期待される」などとなっている。

2 公益法人への立入検査と不祥事の状況

行政庁による監督については必要最小限ということになっているが、法人から毎年、各種書類を提出しなければならない。それを行政庁及び委員会の合議制機関で監督しているのが実態である。その他に、立入検査をおおむね3年に1回実施しており、検査で問題が解決されない場合は、報告要求、勧告・命令、公益認定取り消しといった手段も用意されている。

まず立入検査の件数をみると、2008年から5年間のいわゆる旧公益法人からの移行期間においては、立入検査はほとんどなかったが、その後は毎年3,000件前後の立入検査が実施されている（図表1参照）。

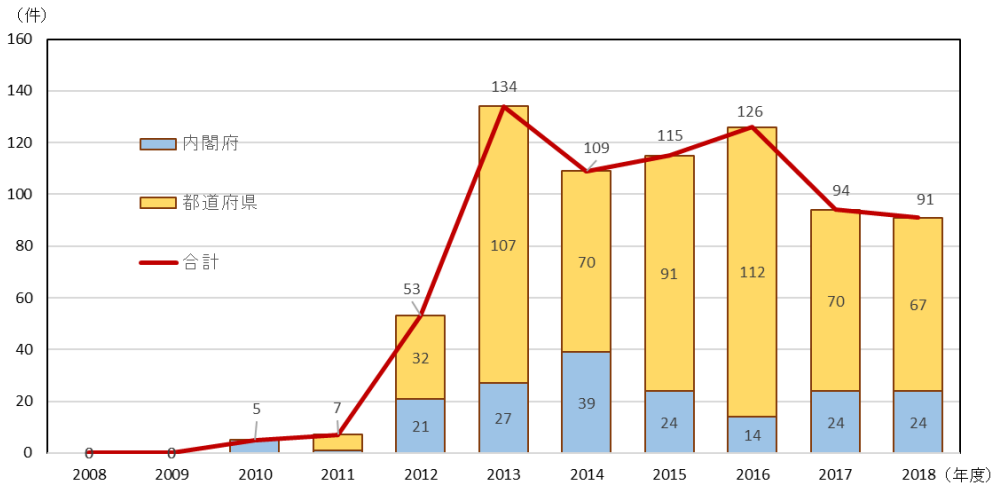
図表1 立入検査の推移



(出所：内閣府「公益法人を巡る近年の状況について」よりS M B C日興証券作成)

報告要求の推移をグラフでみると、立入検査に比べると数はかなり少なくなっているものの、立入検査で指摘しただけでは済まない場合に、報告要求を行っている。2018年度で言えば、国、都道府県合わせて91件行っている（図表2参照）。

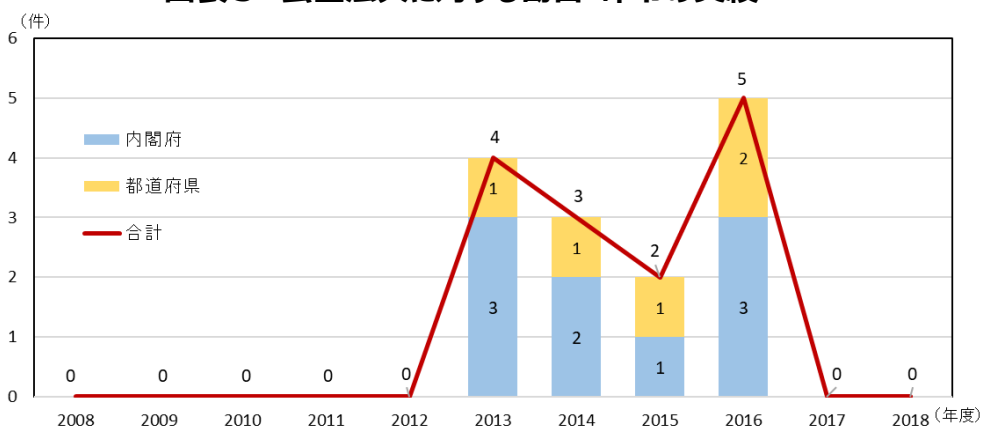
図表2 報告要求の推移



（出所：内閣府「公益法人を巡る近年の状況について」よりS M B C日興証券作成）

通常、立入検査や報告要求によって是正が図られるところであり、次のステップに進む事例は極めて少ない。図表3で勧告の件数をみると一桁であり、ゼロの年もある。命令について実績はゼロである（注：その後2019年度に命令が1件発生した）。

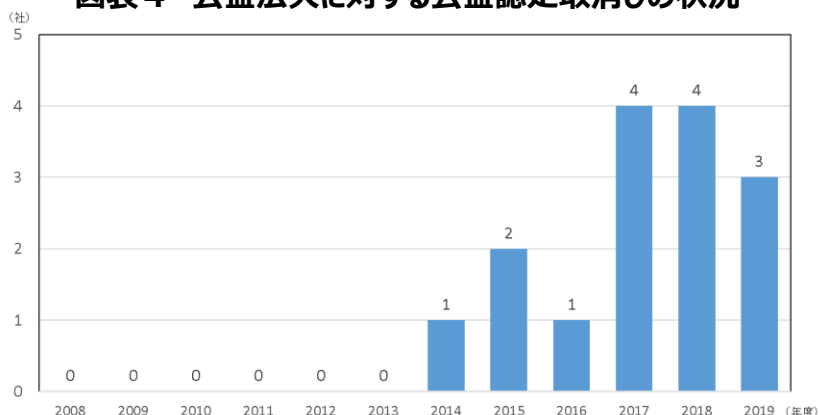
図表3 公益法人に対する勧告・命令の実績



（出所：内閣府「公益法人を巡る近年の状況について」よりS M B C日興証券作成）

最も重いものとしては、公益認定の取消しがある（図表4参照）。2015年度において1法人が唯一強制的に取り消しとなったが、それ以外の大多数は法人の方から申請があって取り消されたものとなっている。

図表4 公益法人に対する公益認定取消しの状況



(出所：内閣府「公益法人を巡る近年の状況について」よりS M B C日興証券作成)

3 公益法人のガバナンス強化を巡る論点整理

ここでは自由民主党行政改革推進本部「公益法人等のガバナンス改革検討チームの提言とりまとめ」の概略を示し、内閣府有識者会議の「中間とりまとめ（素案）」から論点を簡単に整理する。

(1) 自民党検討チームの提言

閣議決定の背景になった2つの報告書（自民党と内閣府）のうち、自民党による提言の内容については図表5の通りである。

主な内容としては、税制優遇を受けるにふさわしいガバナンスを求められる公益法人ということで、評議員・社員に加えて役員も外部の者を入れることを義務付ける。監査体制では、会計監査人の設置の義務付けの基準を引き下げる。他方、公益法人みずからも自主基準を定めて、策定を推進することや、透明性を高めるために、事業報告等について閲覧請求しなくても見ることができるような仕組みにする。解散時の残余財産の帰属先について、現行では届け出制になっているものを行政庁の承認を要する仕組みとすることなどが提言された。

図表5 自民党「公益法人等のガバナンス改革検討チーム」の主な提言

【評議員・評議員会の職務等及び社員の人数について】	
①	一定規模以上の公益財団法人に対し、外部性・独立性が高い「独立評議員」1名以上の選任を義務付ける。
②	財団法人の評議員による役員等の責任追及の訴えを認め、評議員による監視体制を強化する（社団法人の社員には既に導入）。
③	社員・評議員は、一定数（例えば各々6人）以上にする（現行：社員2名（設立時）、評議員3名）。
④	評議員資格に関し、役員と同様に、配偶者又は三親等内の親族その他特殊な関係のある者が含まれてはならない旨の要件を定める。

【役員の職務等について】	
⑤	一定規模以上の法人に、外部性・独立性が高い「独立理事」「独立監事」各1名以上の選任を義務付ける。
⑥	独立役員の外部性・独立性については、東京証券取引所が上場企業の独立役員に求める基準なども参考に十分に明確な基準を設ける。
【監査体制の徹底について】	
⑦	会計監査人の設置を義務付ける基準を引き下げる。（現行：収益1,000億円以上、費用・損失の合計1,000億円以上又は負債50億円以上）
【公益法人のガバナンスの自律性と透明性の確保について】	
⑧	事業報告等について、閲覧請求しなくても見られるように、公衆の縦覧に供する仕組みに改める。
⑨	公益法人による自主基準「チャリティガバナンス・コード」の策定を推進する。
【解散時の残余財産の帰属先】	
⑩	公益法人の解散等に際する残余財産の帰属先等について、行政庁の承認を要する仕組みとする（現行：届出）。

（出所：内閣府「公益法人を巡る近年の状況について」等よりSMBC日興証券作成）

（２）基本認識～公益法人のガバナンスのあり方とは

（a）「ガバナンス」とは何か

公益法人のガバナンス強化を考える際に、「ガバナンス」という外来語が日本語としてしっくり当てはまる説明が確立されていないとして、有識者会議では「そもそも論」として、この点を明らかにすることが先決だとする点で全員が合意に至った。そこでこの有識者会議では、公益法人の運営に「ガバナンスが効いている」ということを、次の三つの要素から成り立つと考えた（図表6参照）。

図表6 公益法人の運営に「ガバナンスが効いている」とは何か

①	規範を守ること（「ガバナンス」の形式面）
②	胸を張って説明できること（「ガバナンス」の实质面）
③	不祥事への対応の仕組みが確立されていること

（出所：内閣府「中間とりまとめ（素案）」よりSMBC日興証券作成）

第一は、規範を守るという点である。「規範」には、法令だけでなく、定款や規程、行動準則（チャリティ・ガバナンス・コード）など、法人自らが定めるものも含まれる。規範は、法令に則しているとともに、時代の変化等に応じた適切なものである。法人を適切に運営するためには、法人の構成員の全員が規範の規定に立ち返るとともに、仮に規定がなくても趣旨を適切に踏まえた解釈により対応することが不可欠である。いわば「ガバナンス」の「形式面」としている。

第二は、「胸を張って説明できる」こと。規範さえ守ってさえいれば「ガバナンスが効いている」とは、必ずしも言えない。法人運営の手續規定や会計基準そのものは守られていても、監事の甘いチェックにより理事会を通り、通り一遍の説明だけで社員総会や評議員会で承認されてしまう場合は、「ガバナンスが効いている」といえない。「合法性」ではなく「妥当性」が問題になる場面では、結局は「胸を張って説明できる」ことに尽きると考えた。このように、規範を守ることが大前提としつつ、全ての構成員が各々の果たした役割を「胸を張って説明できる」法人であってこそ、初めて「ガバナンスが効いている」といえるのではないか。いわば「ガバナンス」の「実質面」としている。

第三の要素は、不祥事への対応の仕組みが確立されていることである。上記二つの要素が徹底されていても、それでもなお不祥事が発生した場合、惹き起こされた違法・不適切な状態の解消、関係者の処分、役員を含めた責任の所在の明確化、再発防止の一連の措置が速やかに講じられる仕組みが不可欠であり、事案の深刻度や重要度に応じて、「第三者から構成される組織の関与が望ましい」としている。

有識者会議では「ガバナンス」をこのように捉え、公益法人が形式面、実質面いずれにおいても「ガバナンス」を確保することができるよう、制度や運用の工夫について検討が重ねられた。

(b) なぜ今ガバナンスの強化が必要なのか

公益法人にガバナンスが求められるのはなぜか。当然、寄附や税制優遇を受けている以上「清く正しい」運営が求められるという側面はある。しかし、「より積極的な意味において、公益法人の役割がますます期待されている点がある」としている。なぜなら少子高齢化が進行し、行政が公共の福祉増進のために振り向ける資源にも限界がある中、社会全体の中で行政や企業が担いきれない役割を公益法人が担っているためである。

公益法人セクターがより大きく成長していくためには、大きな「糧」として「国民からの寄附や様々な支援、信頼が必要であり、それらを得る上で、法人のガバナンスがしっかり効いていることが不可欠」である。

近年、一般法人法と同じ基礎に立脚している株式会社や、社会福祉法人についても、社外取締役の設置の義務付け、一定規模以上の社会福祉法人への会計監査人による監査の義務付けなど、ガバナンスの強化に向けた制度改正が行われていることも踏まえる必要があるとしている。そこで有識者会議は、国民の公益法人への信頼がより一層高められるよう、「公益法人のガバナンスに関する制度の改善や、法人の自主的な取組を促す運用の工夫が必要である、との結論に達した」としている。

また、「これを実効あらしめるためには、公益法人制度の改善と運用の工夫を車の両輪として取り組むとともに、これらの取組によって法人の自主的・自律的な運営が損なわれないことがないよう、十分に配慮しなければならない」としている。

（3）論点整理～公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する論点～

内閣府の有識者会議において6回にわたって報告やヒアリングを重ね、第7回会合においては、やや詳細な不祥事の事例分析と基本的論点及びヒアリングにおける主な発言に対する本格的な議論を重ねた。そこで行われた中間とりまとめに向けた議論を整理したものが「中間とりまとめ（素案）」であり、ここではその概略を示す。

①役員や評議員の牽制機能の強化

（a）役員や評議員における多様な視点の確保

一般法人法第77条、第83条及び第197条には、公益法人において、理事は法人を代表し、法令、定款、社員総会の決議を遵守し、法人のため忠実にその職務を行わなければならない、監事は、理事及び職員に事業の報告を求め、業務・財産の状況を調査し、理事の職務の執行を監査することとされている。

また、一般法人法第63条第一項、第176条及び第177条には、財団法人に置かれる評議員は、評議員会による理事の選解任を通じ、理事の業務の執行を監督・牽制する役割が求められている。

図表7 公益法人による不祥事案の例

事例①	事業の関係者を中心に構成されていた理事会の判断で社員の資格を停止して社員総会での議決権行使を妨げるとともに、長期にわたり、法人関係者が他法人から受給した謝金を、代表理事が集金して簿外の資金として使用しており、他の理事や監事も承知しながら放置していた。その結果、法人は公益認定を取り消された。
事例②	法人化以前から事業の関係者である同一メンバーでのみ理事会を構成し、法人運営を代表理事に一任しており、イ)関係者への暴言・暴力事案に対応しない、ロ)公益認定以来複数年度にわたり社員総会を開催せず、行政庁には開催しているとの虚偽の報告を提出、ハ)代表理事が、開催していない理事会・社員総会の議事録を偽造、などの不適切な運用に及んだ。その結果、法人は公益認定を取り消された。
事例③	理事が複数選任されていたものの、長年にわたって業務を特定の理事に一任して責任を放棄してきたため、定足数不足で実際には開催されなかった理事会・評議員会を開催したものととして事業報告に記載したほか、経費を私的に使用するなどの不適切な運用に及んだ。
事例④	理事も監事も自らを「仲間・お友達の団体の世話人」と認識しており、職員による横領事件が起きたにもかかわらず、損失補てん計画も再発防止策も満足にできず、また、一部の職員が、本来社員であるはずの相当数の者を議決権のない「準会員」として取り扱っていることを、代表理事を含め複数の理事が承知していたにもかかわらず、これを放置していた。

（出所：内閣府「中間とりまとめ（素案）」よりSMBC日興証券作成）

法人のガバナンスが適正に機能するためには、理事、監事、評議員が自らの役割を認識し責任を果たすことにより、法人の監督、牽制機能を果たすことが不可欠であるものの、実態として、それらの役割と責任が十分果たされず、ガバナンスの不全を来している法人が後を絶たないのが実態としている（図表7参照）。

これら事例の共通点として、効果的な牽制が働かなかったことを挙げた。「理事や評議員などが本来の役割を果たしていれば、適正な業務執行を促す牽制として作用し、仮に不正に及んだ場合でも、事態に適切に対処するとともに再発を防止することにより、行政庁の監督に至ることはなかったはず」としている。

このような本来期待されているが、機能しなかった要因として、「理事会、評議員会が、法人の組織やその事業に関わってきた「身内」ばかりで占められ、違法・不当な行為の適否を、客観的・第三者的な視点から判断することがなかったことが大きいと考えられる」としている。

また「内部体制に十分な資力を充てることが難しい公益法人においては、常勤である職員や理事が少数となるため、代表理事や事務局長など特定の者に業務執行が委ねられがちで、そうなること、日常的な牽制機能が働きにくくなって、ガバナンス不全に陥りかねないのが現状」としている。

ただし、実際には「内部体制に十分な資力を充てることが難しい公益法人」がほとんどではないか。それにも係らず多くの公益法人は不祥事を起こさずにまっとうな法人運営を行っているとも言える。不祥事を起こした公益法人はあくまでごく少数である（9,561法人のうち不祥事は13事例）。

また、公益法人の理事会や監事、評議員会の構成については、以下の事例を示し、適切な監督・牽制機能が働くのかが疑わしい実例を紹介している（図表8参照）。

図表8 公益法人による不祥事案の例

事例⑤	理事には各加盟団体の代表者が、評議員には各団体の事務職員などが選任されている。
事例⑥	評議員は都道府県の加盟団体代表で構成され、法人の活動分野以外の者が入っていない。
事例⑦	公益認定申請時に法人の監事であった者が、配偶者を後任の監事とし、自らは法人の理事に就任している。

（出所：内閣府「中間とりまとめ（素案）」よりSMBC日興証券作成）

以上から、「公益法人の組織構造に特有の脆弱性を補い、法人内部の牽制機能を高める方策として、理事や監事、評議員といった、業務執行への監督・監査・牽制機能を担う者のうち、それぞれ少なくとも一人については、法人外部の人材から選任することが有効であり、法制上の措置としては、この点を公益認定基準の一つに追加することも一案である」という考えを示している。

また、「評議員は第三者が関与して選任する方法を採るべきとすることや、理事及び監事と同様に、評議員に占める同一親族等関係者又は同一団体関係者の割合について制限を設けることについても、検討に値する」としている。

但し書きのような位置づけとして、「法人のガバナンスは、このような外部人材を選任すれば直ちに確立される訳ではなく」、「法人の職員に至るまでの個々の担い手の自覚が不可欠である」「外部人材の活用は、法人の自主的な取組と相まって効果が発揮されることに留意を要する」としている。また、「外部」については、「株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」（平成19年11月1日）やスポーツ庁の「スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞」（令和元年6月10日）も参考に、次の考え方に沿ってその具体化を図るべき」としている（図表9参照）。

図表9 「外部」について

イ)	過去の一定期間から現在に至るまで、法人（又はその子法人など法人と関係の強い主体）の業務執行役員・従業員ではない。
ロ)	その法人を主要な顧客とする者（又はその者の業務執行者）ではない。
ハ)	その法人の主要な顧客（又はその者の業務執行者）ではない。
ニ)	その法人の事業分野に長期間携わってきた者ではない。
ホ)	上記に該当する者の近親者ではない。

（出所：内閣府「中間とりまとめ（素案）」よりSMBC日興証券作成）

このような「外部人材活用の仕組み」については、「本来は、法人の規模の大小に関わらず必要と考えられるが、小規模な法人の事業範囲や人脈の広さなどを考慮して、まずは、会計監査人の設置義務付け範囲を踏まえた一定規模以上の法人に限り求めることとし、この範囲は、その後の監督状況等を踏まえて見直すこととすべきである」としている。

なお、これら外部性のある理事等について、「報酬を必須とすることまでを求めるものでもなく」、「法人の判断に委ねられるべき」としている。

「内部体制に十分な資力を充てることが難しい公益法人」は特定の者に業務執行が委ねられがちで不正が起きやすいと断定しているが、「内部体制に十分な資力を充てることが難しい公益法人」を「小規模な法人」と言い換えるとすれば、「一定規模以上の法人」に求めるとしている点で効果に疑問を感じざるを得ない。

(b) 理事・社員・評議員の人数

理事・社員・評議員の人数については、公益法人内部の牽制機能を高める方策として、「評議員の数を定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない」ことを法定し、法制上の措置として「この点を公益認定基準の一つに追加することも一案である」という考えを示した。

現行制度においては、「一般財団法人には、3名以上の評議員を置くこと（一般法人法第170条第1項及び第173条第3項）」が義務付けられている。また、公益法人においては、「全理事で構成する理事会は必置の機関であり（一般法人法第90条第1項及び第170条並びに公益認定法第5条第14号八）」、「理事は3名以上でなければならない（一般法人法第65条第3項及び第177条）」とされている。

この点について、現行の社会福祉法人制度においては、「評議員の数は定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない」とされ（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第40条第3項）、「理事は6人以上でなければならない」とされている（同法第44条第3項）。

また、「社会福祉法人の理事については、かつては定数が3名以上と法定され、通知において6名以上という取扱とされていたところ、社会福祉法人の適正な運営を確保する観点から、内部統制を実効性あるものとする必要性を考慮し、定数が6名以上に改正された（社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号））。

これらを踏まえて、公益法人内部の牽制機能を高める方策として、「社員及び評議員の数を定款で定めた理事の員数を超える数とすることは有効」との考えを示している。ただし、「こうした基準を設けることで、法人によっては、評議員にふさわしい人材の確保に苦慮すること」も考えられるため、「そうした法人に対する配慮も必要である」としている（図表10～12参照）。

ここでは単純に人数において、評議員数が理事の員数を上回ることが牽制機能を高める方策として「有効」と断定しているが、その論拠は示されていない。現在においても、財団法人の評議員数は平均で10.2人であるのに対して、理事数は平均9.4人となっており、わずか0.8人ながらも多くなっている。その意味では、ほぼ実態に近い状況を踏まえて規制を強化したとしても、実態に大きな変化を見込むことができるだろうか。その面においても効果に疑問を感じざるを得ない。

図表10 社員数規模別の公益社団法人数とその割合

	法人数	社員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	2～99人	100～ 499人	500～ 999人	1000～ 4999人	5000人 以上
内閣府	808	845,401	1,046	148	313	295	72	101	27
都道府県	3,361	2,576,169	766	265	941	1,309	506	539	66
合計	4,169 100%	3,421,570	821	240	1,254 30.1%	1,604 38.5%	578 13.9%	640 15.4%	93 2.2%

（出所：内閣府「公益法人を巡る近年の状況について」等よりSMBC日興証券作成）

図表11 評議員数規模別の公益財団法人数とその割合

	法人数	評議員数 計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	3～9人	10～ 19人	20～ 29人	30～ 39人	40～ 49人	50人 以上
内閣府	1,677	18,167	10.8	9	921	623	87	12	11	23
都道府県	3,715	36,983	10.0	8	2,394	1,099	118	37	25	42
合計	5,392 100%	55,150	10.2	8	3,315 61.5%	1,722 31.9%	205 3.8%	49 0.9%	36 0.7%	65 1.2%

（出所：内閣府「公益法人を巡る近年の状況について」等よりSMBC日興証券作成）

図表12 理事数規模別の法人数（社団・財団別）とその割合

		法人数	理事数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
内閣府	社団	808	15,191	18.8	18	122	352	254	51	12	17
	財団	1,677	16,147	9.6	8	1,014	573	70	17	1	2
	計	2,485	31,338	12.6	10	1,136	925	324	68	13	19
都道府県	社団	3,361	65,639	19.5	15	455	1,956	456	171	103	220
	財団	3,715	34,460	9.3	8	2,431	1,108	132	36	4	4
	計	7,076	100,099	14.1	11	2,886	3,064	588	207	107	224
合計	社団	4,169 100%	80,830	19.4	15	577 13.8%	2,308 55.4%	710 17.0%	222 5.3%	115 2.8%	237 5.7%
	財団	5,392 100%	50,607	9.4	8	3,445 63.9%	1,681 31.2%	202 3.7%	53 1.0%	5 0.1%	6 0.1%
	計	9,561 100%	131,437	13.7	10	4,022 42.1%	3,989 41.7%	912 9.5%	275 2.9%	120 1.3%	243 2.5%

（出所：内閣府「公益法人を巡る近年の状況について」等よりS M B C日興証券作成）

②会計監査の義務付け範囲の拡大

(a) 会計監査人による監査の有益性

公益法人において、会計監査人の設置が義務付けられている要件は、「負債50億円以上」、「収益1,000億円以上」、「費用・損失1,000億円以上」のいずれかに該当する場合とされている（公益認定法第5条第12号、同施行令第6条）。

「内部組織の整備に十分な資力を充てることが難しい公益法人」においては、特に会計事務の担い手の確保に苦労しており、会計事務が特定の理事や職員に委ねられると、「実務に関する知見の不足や日常的な牽制機能の欠如」から、「不適切な処理や不正が発生しやすくなる」としている。このため、事例⑧のように、「法人が経理的基礎を失って公益認定が取り消されるばかりでなく、社会的信用が失墜して多数の利用者に損害を与える事態」にまで発展した事例が紹介されている（図表13参照）。

図表13 公益法人による不祥事案の例

事例⑧	遺族に代わって死亡後の葬儀や納骨を支援するサービスなどを提供する法人において、このようなサービスのために利用者から予め払い込まれた預託金を、弁護士など第三者が管理するとして公益認定を受けていたにもかかわらず、法人自らが管理し、しかもこれを高額な執務室の賃料や役員への各種手当などに流用して、多額の不足額を生じさせた。その結果、法人は経理的基礎を失って公益認定を取り消され、サービスが受けられなくなった利用者には、高額な預託金を返還することもできなくなって大きな損害を与えた。
事例⑨	寄附を受けた財産を公益目的事業に使用せず、法人の評議員が代表を務める他法人に無償で貸与していた。

事例⑩	用途不明の経費や特定の理事が私的に使用したとみられる経費があり、この理事が法人名義の多数の簿外口座を開設して個人的に使用していた。
事例⑪	特定の理事が接待交際費等に要した費用を、法人会計・公益目的事業会計に不適正に計上していた。
事例⑫	支出を一任されていた代表理事夫婦が、計算書類の作成を会計事務所に丸投げし、誤った書類作成の責任をこの事務所に転嫁していた。

(出所：内閣府「中間とりまとめ（素案）」よりSMBC日興証券作成)

事例⑧では、不適切な運用が代表理事の恣意的な判断で主導されたものであったため、「職員による牽制は全く期待できず、日常的に業務に関わらない非常勤理事や評議員では、計算書類の中に埋没した個々の運用を見抜くことも困難」としている。したがってこのケースでは、代表理事にとっては、「専門的な知見を持つ会計監査人の監査が実質的に唯一の牽制機能であった」が、「法令の要件に達していなかったため、この法人には会計監査人は設置されていなかった」とある。

このケース以外にも、事例⑨～⑫のとおり会計処理を巡って不適切な事例も発生しているが、いずれのケースでも、「会計監査人からの助言や、その監査を受けなければならないという牽制効果により防止できた」としている。また、「行政庁の監督と会計監査人の設置状況の関係をみると、平成27年4月以降、会計監査人を設置していた法人（350）で、会計処理に関して内閣府から報告徴収や勧告を受けたのは2法人と極めて少数（0.57%）となっている」という（図表14参照）。

(b) 会計監査人の義務付け範囲

現行の会計監査人の義務付け要件は上記のとおりであるが、その範囲は、「法人の規模」、「監査費用の負担とその管理費としての性質から生じる公益目的事業比率への影響」、「地方における会計監査人の利用可能性」を考慮して定められたものとしている。

この義務付け要件に該当する法人は164法人で、全法人のうち約1.7%となっている。他方、実態面をみると、平成30年時点で、会計監査人を設置している法人は350法人となっており、全9,561法人のうち約3.7%を占める。つまり、義務でないにも係らず設置している法人が186法人（350－164）と、義務付け要件に該当する法人数（164）より多くなっている。（ここでは単純化のため義務付け要件に該当しても設置していない法人を考慮していない）。したがって要件を厳しくしても実態（350法人）よりも、会計監査人を設置する法人が増えるかは疑問である。実態を踏まえた形で規制を強化したとしても実態は変わらない可能性がある。

しかも、会計監査人不設置法人9,211のうち不祥事は5事例なので比率で見れば0.05%と、会計監査法人設置法人（350）が報告徴収・勧告を受けた2法人の比率（0.57%）よりも小さいという点も指摘しておくべきであろう。

図表14 会計監査人設置法人の割合（社団・財団別）

		法人数	会計監査人 設置法人数	割合
内閣府	社団	808	46	5.7%
	財団	1,677	114	6.8%
	計	2,485	160	6.4%
都道府県	社団	3,361	53	1.6%
	財団	3,715	137	3.7%
	計	7,076	190	2.7%
合計	社団	4,169	99	2.4%
	財団	5,392	251	4.7%
	計	9,561	350	3.7%

（出所：内閣府「公益法人を巡る近年の状況について」等よりS M B C日興証券作成）

ここで公益法人以外の非営利法人類型として、社会福祉法人と学校法人について、会計監査人の義務付け要件をみている。

社会福祉法人では、現在、「収益30億円超又は負債60億円超」が義務付け要件とされているが、「収益10億円超又は負債20億円超」に「段階的に引き下げられる」ことになっている（社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について（平成28年11月11日厚生労働省社会・援護局長通知））。

他方、学校法人については、「国又は都道府県から一定額以上の助成を受けている場合」に会計監査人が求められており、「現在、9割超の法人がこれに該当」しているという。

以上のように、「不適切な事例の再発防止が必要なこと」、「会計監査人の設置割合がほぼ変わらずに推移している一方で、より積極的な意味において公益法人の役割がますます期待され、その社会的な信頼を一層高めることが求められること」、「他の非営利法人との権衡も考慮すべきこと」から、「会計監査人の義務付け範囲を拡大すべきである」としている。

一方、範囲の拡大に当たっては、会計監査人の設置が「法人の財務規模によっては相当の費用負担を伴うこと」、「公認会計士の確保が困難な地域もみられること」にも配慮しなければならないとしており、「会計監査人の義務付け範囲の拡大は、社会福祉法人の動向も注視するとともに、公認会計士協会など関係者とも協議しながら、段階的に図っていくことが必要」としている。

(c) 補助金等の受給と外部監査

今後の課題として「一定規模以上の補助金等を受給している場合には、義務付け要件に達していなくても会計監査人の設置を義務付けるか否かについては、ヒアリングにおいて、義務付け要件に関わらず任意監査も含め何らかの外部監査を受けるのは当然と考えている公益法人も見られた一方で、地方公共団体から財政的援助を受けている法人については、既に補助金検査や所管課の監査等を受けているという指摘もあった。今後とも、公益法人による補助金の受給動向を注

視し、問題の発生状況に応じ、このような場合の会計監査人の設置の義務付けについて検討することとすべきである」としている。

③評議員による役員等の責任追及の訴えの提起

社団における社員と財団における評議員は、「成立ちに由来する性格上の差異はあるものの」、社員総会や評議員会における権限や、「これらを通じて法人の業務執行を牽制・監督する役割としては、両者に共通している」。それにも係らず、「社員が法人を代表して役員等（理事、監事、会計監査人）の責任を追及する訴えを提起することができる」が、「財団の評議員については、この仕組みは設けられていない」。

社員にこの仕組みが設けられている目的は、「違法行為を抑制して法人の自律的なガバナンスを高める点にある」。一方、財団の評議員にこの仕組みが設けられていない理由は、「社団が、社員から構成された団体に法人格が付与されたものであるのに対し、財団は、一定の財産に法人格が付与されたものであり、財団の評議員と法人との間には委任関係があるに過ぎず、評議員が、法人の人的な構成要素である社団の社員とは性格を異にするためである」とされている。

社員総会や評議員会に付与されている権限とは、「定款変更の決議（法第146条、第200条第1項）」、「理事・監事の選解任（法第63条第1項、第70条第1項、第177条）」、「計算書類の承認（法第126条第2項、第199条）」、「理事の法令・定款違反に対する差止請求（法第88条第1項、第197条）」などである。

そこで、「社員総会、評議員会いずれも、業務執行の牽制・監督という同様の役割を担う以上、社員と評議員との間には上記のような性格上の差異があることを踏まえつつ、公益財団法人の評議員にも、公益社団法人の社員と同様に、役員等の責任追及の訴えを提起することができる権限が付与される方向で検討すべきである」としている。

また、「検討に当たっては、評議員と法人が委任関係に立つことを踏まえ、法人が定款によって、役員等の責任を追及する訴訟の追行権を評議員に授権することを公益認定基準の一つに追加することも、一案」という考えを示している。

④透明性の推進

公益法人は、「定款、社員・評議員・理事・監事の名簿、事業報告書、計算書類、事業計画書、収支予算書などの書類を法人の事務所に備え置き、何人からの閲覧請求にも応じるとともに、行政庁に提出しなければならない（公益認定法第21条及び第22条第1項）」、「行政庁は、提出を受けたこれらの書類について請求があった場合には、閲覧又は謄写させなければならない（公益認定法第22条第2項）」。

これらの情報は、現在、「内閣府のホームページ上で設置・運営されているポータルサイト「公益法人 information」を通じて請求すれば誰でも閲覧することができる」ものの、「公益法人の運営の透明性と利用者の利便性を考慮すれば、「請求」という手続を経なくても直ちに閲覧できるように

すべきであり、そのための所要の法制上の措置を講ずることが必要である」としている。

⑤ 残余財産への行政庁の関与

「公益法人の財産は、公益目的事業を通じた公益増進に活用されることが期待され、国民からの寄附や税制優遇などによって取得・形成されたものであることから、法人が公益認定を取り消されたり、解散することとなった場合には、その残余財産は、理事など特定の者に不当に分配されることなく、引き続き公益増進のために活用されることが担保されなければならない」。

このため、「公益認定取消しの場合などには、残余財産相当額を他の類似の公益法人等に贈与する旨を定款で定める（公益認定法第5条第17号）」とともに、「公益法人が解散した場合、残余財産の見込み額や引渡しを受ける主体（法人又は国若しくは地方公共団体）などについて、行政庁に届け出なければならない（公益認定法第26条第2項）」としている。

ところが、この事例⑬では、「事業に不可欠であった残余財産の土地を、公益認定取消しに及んで「類似の事業を目的」としない他の法人に贈与しようとしていた」。Aの行為が公益認定法の趣旨を逸脱していたのは明らかだが、「行政庁がこれを阻止する法律上の措置はなかった」（図表15参照）。

図表15 公益法人による不祥事案の例

事例 ⑬	広い土地を利用した施設の運営を目的とするA公益法人が行政庁から公益認定取消処分を受けたところ、Aは、引き続き事実上自ら施設を運営することを目論んで、全く異なる事業を目的とするB公益法人（AとBとは理事同士が旧知の仲）に、Aの残余財産である土地を移転登記してしまった。
---------	---

（出所：内閣府「中間とりまとめ（素案）」よりSMBC日興証券作成）

一方、公益法人ではなく「一般法人である「移行法人」（旧公益法人から一般法人への移行時の純資産相当額を原資に公益目的支出計画を実施して、行政庁の監督を受けている法人）が解散時に保有している残余財産の他法人への帰属については、認可行政庁の承認を受けなければならない（整備法第130条）」。

以上を考慮すれば、公益認定の取消し・解散の際の残余財産の額や帰属先については、「行政庁が承認することとするなど、不適切な処理に行政庁が法律上関与できる仕組みを導入することが必要」との考えを示している。

⑥ 法人による自主的な取組の促進・支援

以上のような法令上の制度が措置されれば「直ちにガバナンスが強化される訳では決していない。法人にガバナンスを効かせるためには、職員から理事、監事、社員、評議員に至るまでの法人の個々の担い手が、それぞれの立場で「その気」になるかどうかにかかっている。「その気」を喚起するためには、行政庁や他の主体からの「押付け」ではない、法人自らによる自主的な取組が不可欠

である」としている。そこで行政庁として自主的な取組を支援する例として以下のような事例を挙げた（図表16参照）。

図表16 自主的な取組の促進・支援の例

イ)	法人個々の担い手がガバナンスの確保を図るための行動準則（チャリティ・ガバナンス・コード）の策定に法人が率先して取り組むことを促すよう、優良事例を収集・紹介するとともに、策定のための会議へのオブザーバ参加、実務上の助言、会議場所の提供など、法人からの求めに積極的に対応する。
ロ)	義務がなくても自主的に会計監査人を設置する法人への立入検査の頻度を減らすなど、その動機づけを図る。
ハ)	評議員会や社員総会といった法律上の手続とは別に、評議員・社員と日常的に意見交換する機会を設けるなど、法人運営についての執行部と評議員等の円滑な意思疎通を図る優良な取組事例を収集し、紹介する。
ニ)	外部人材から選任された者も含め、理事や評議員と監事が連携して適切なガバナンスの確保を図っている優良な取組事例を収集し、紹介する。

（出所：内閣府「中間とりまとめ（素案）」よりSMBC日興証券作成）

4 おわりに～今後の公益法人運営に求められるのは何か～

以上、ここまでは有識者会議における「中間とりまとめ（素案）」の内容を概略で示した。これを「たたき台」として8月5日に議論がなされ、8月31日の「中間とりまとめ」を受けて、意見募集、議論が行われ、10月に最終とりまとめが行われる予定になっている。本稿脱稿時点（8月14日）では議事録が未公表であり、議論の内容は明らかになっておらず、結論は10月の最終報告書の公表を待つよりほかない。このため現時点で説得力のある展望を示すことは難しい。そこで事前に取材した関係者へのヒアリング等を踏まえて、これからの公益法人運営に求められるものは何か、若干の展望を試みる。

新型コロナ・ウイルスによる感染拡大を受けて、本有識者会議は、当初の予定に比べて一部会合が先送りされるなどにより議論がずれ込んだ。「こんな議論をしている場合ではない」とまで言えないにしても、参加者からは「当初想定されたほど議論が深まったとは到底言えない」との声が挙がっている（図表17参照）。

加えて「コロナ禍」が公益法人のガバナンス強化の動きに波紋を投げかけている。最近の新型コロナ・ウイルスの感染拡大を受けて、公益活動の休止を余儀なくされた法人は少なくなく、存続が危ぶまれており、そこには制度上の問題があるためだ。多額の基本財産を持たない財団形式の芸術団体には、年間の収入と支出をトントンにしなければならないという「収支相償の原則」がある。利益を上げても積み立てておくことが難しいため、「コロナ禍」のような危機への備えができていない法人

図表17 有識者会議のスケジュールの変化

回	当初予定		実績(予定含む)		
	日時	検討テーマ	日時	検討テーマ	検討項目
1	令和元年 12月24日	現状と課題の確認	令和元年 12月24日	現状と課題の確認	・公益法人を巡る近年の状況について ・今後の議論の進め方について
2	令和2年 1月30日	他制度について 論点整理	令和2年 1月30日	他制度について 論点整理	・検討の参考となる法人制度等 ~ヒアリング① ※厚生労働省のヒアリング ・論点整理
3	2月10日	実務上の課題について	2月10日	実務上の課題について	・ガバナンスの実態と強化に向けた実務上の課題 ~ヒアリング② ※公益法人のヒアリング
4	3月	実務上の課題について	3月16日	実務上の課題について	・ガバナンスの実態と強化に向けた実務上の課題 ~ヒアリング③ ※公益法人のヒアリング
5	4月	実務上の課題について	4月2日	他制度について 実務上の課題について	・ガバナンスの実態と強化に向けた実務上の課題 ~ヒアリング④ ※東京証券取引所及び公益法人のヒアリング
6	5月	実務上の課題について	6月29日	実務上の課題について	・ガバナンスの実態と強化に向けた実務上の課題 ~ヒアリング⑤ ※都道府県及び公益法人のヒアリング
7	6月	中間とりまとめ(素案)	7月13日	事例分析 中間とりまとめに向けて	・事例分析 ・基本的論点及びヒアリング等における主な発言
8	7月	中間とりまとめ(案)	8月5日	中間とりまとめ(素案)	・中間とりまとめ(素案)の提示・議論
9	8月	中間とりまとめ	8月31日	中間とりまとめ	・中間とりまとめ(⇒意見募集・議論)
10	9月	最終とりまとめ	10月	最終とりまとめ	・最終とりまとめ

(出所：内閣府「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」資料よりSMBC日興証券作成)

がほとんどである。さらに、2年連続で純資産が300万円を下回ると、法人資格を失い、解散を迫られる。そしてすでに、2019年度の純資産300万円を下回るどころも出てきているという。

「こんなときに、収支相償の原則や遊休財産額の保有制限といった規制が緩和されていれば、なんとか法人運営を維持することができたのに」という声を挙げる法人が多くなっているという。本会議立ち上げ時点では想定しなかった事態に至って、こうした現場の声が議論の行方にどう波及していくのか大いに注目される場所である。「ピンチをチャンスに変えたい」、「災い転じて福となす」が現実のものとなるのが期待されている。

ただし、「コロナ禍」は現在進行形であり、論点が出尽くしていないのが現状である。影響などを整理するには時期尚早との声もある。「コロナ禍」で浮上した問題が一旦整理できる段階になるのいつかを見極めること自体も困難であるが、いつか訪れるその時に、「応急措置」とした臨時的措置と「with corona」とした恒久的措置とに分けて考えるべきであろう。その過程では、判断が困難な中間的措置も出てくるかもしれない。

理想論を言えば、「国（行政庁）や都道府県」、「公益法人の代表」、「個々の公益法人」の3者が、それぞれの役割を担っていくことが重要である。どこか一つが強大な「覇権」をもって他を圧倒するようではよくない。その意味でバランスをとることが極めて重要であると考えますが、現実問題としてバランスをとったとしても、何かの不満はどこからか出てくるものである。それがバランスよく出てくるとも限らない。3者が満足するバランスというのも難しい。しかしながら、そこを追求し続けることが重要なのである。

結果として、「公益法人がそれまでよりも『緊張感』を持ってもらうような内容にした」という結論にしなければならぬ。有識者会議の山野目座長はそう考えている。しかし、その緊張感が公益法人の主体性を押し殺す結果になってはいけぬ。そこにバランスをとったと言える結果にしなければならぬという。したがって、結果に対して政治から「もっと厳しくすべきだ」という声が挙がるかもしれないし、

他方で公益法人の現場からは「厳しくされた」という不満の声が挙がるかもしれない。その「最大公約数」を探すことが有識者会議の委員の共同責任であると考えているという。

10月に公表される予定の「最終とりまとめ」は、そのままの内容で内閣の決定事項になるとは限らない。最終報告書として担当大臣に提出されることになるが、それを政府がどう処理していくのか。報告書の内容を全く無視することはなかろうが、政府が最終報告書に全て縛られることもないだろう。いずれにしても、本有識者会議における最終報告書を踏まえた制度・運用の見直し方策が実現し、公益法人の組織体制と事業活動の改善・充実につながり、「民による公益の増進」が一層促進されることが期待される場所である。

(以上)

【参考文献】

内閣府「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」での配布資料

- ・「議事録（2019年12月24日）」
- ・「公益法人を巡る近年の状況について」（2019年12月24日）
- ・「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために」（中間とりまとめ【素案】2019年8月3日）
- 自由民主党「公益法人等のガバナンス改革検討チームの提言とりまとめ」（2019年6月28日）

NOTE



『withコロナ時代における法人運営』

有限責任監査法人トーマツ 公認会計士 板垣 宏一郎
 有限責任監査法人トーマツ 公認会計士 川本 寛弥
 有限責任監査法人トーマツ 公認会計士 米谷 直晃

(1) はじめに

新型コロナウイルス感染症は、公益法人の運営にも大きな影響を及ぼしている。例えば、博物館や美術館などの施設を運営する法人は、休館や入場者数の減少など影響は大きいと考えられる。また、半強制的に在宅勤務にした公益法人も多いと思うが、押印等のためやむなく出社した職員もいたのではないかと思う。本稿では、まず、給付金等や寄附税制における行政の支援策を紹介した上で、テレワーク導入の留意点についてQA方式で解説する。なお、文中の意見に係る部分は、執筆者の私見であり、有限責任監査法人トーマツの公式見解ではない。

(2) 行政の支援策等の紹介

① 給付金等の紹介

新型コロナウイルス感染症に関連して、公益法人が利用可能な行政の支援策を紹介する。

<p>①雇用調整助成金</p>	<p>雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）の利用が可能な場合がある。雇用調整助成金とは、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものであるが、新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置として、2020年4月1日から2020年9月30日までを緊急対応期間と位置付け、感染拡大防止のため、この期間中は全国において、さらなる特例措置が実施されている。（※）</p> <p>新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置では、以下の条件を満たす全ての業種の事業主を対象としている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している 2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している 3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている <p>（出所：厚生労働省ホームページ） （※）特例措置の期限については12月末まで延長することが検討されている。</p>
<p>②持続化給付金</p>	<p>持続化給付金とは感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としてもらうため、事業全般に広く使える給付金を支給する制度である。給付額は昨年1年間の売上からの減少分を上限とし、中小法人等は200万円となっている。給付対象の主な要件は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。 2. 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。 3. 法人の場合は、①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。 <p>（出所：経済産業省ホームページ）</p>
<p>③その他</p>	<p>収入減少による資金繰りの悪化により手元資金を増やしたい場合、要件を満たせば日本政策金融公庫のコロナ特別貸付、商工組合中央金庫等の危機対応融資により低利融資を受けることができる。また、家賃支援給付金も、対象法人は会社に限定されていないので、公益法人も条件に当てはまれば対象になる（「家賃支援給付金申請要領（中小法人等向け）原則（基本編）」2-2.より）。</p>

②公益法人に対するコロナ関係の寄附金の優遇策

新型コロナウイルス感染症対策等支援活動を行う公益社団法人又は公益財団法人が募集する寄附金について、寄附者側の税負担を軽減する優遇措置が設けられており、寄附金を募集しやすくなっている。

具体的には公益社団法人又は公益財団法人が自ら行う下記の①から⑥までの活動に特に必要となる費用に充てるため、その公益社団法人又は公益財団法人が募集する寄附金で一定の要件を満たすもの（以下、「新型コロナウイルス感染症対策等支援寄附金」という。）が、税制上の優遇措置の対象となる。
（出所：財務省ホームページ）

①	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により日常生活に支障を生じていることその他これに類する事実がある者に対する支援を行う活動
②	新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための対策を周知する活動
③	マスクその他の着用することによって新型コロナウイルスにばく露することを防止するための個人用の道具又は消毒液を配布する活動
④	新型コロナウイルス感染症の患者が療養をするためのテントその他の仮設の施設を設置する活動
⑤	新型コロナウイルス感染症の患者の診療に従事する医療従事者の通勤を支援する活動
⑥	新型コロナウイルス感染症の患者の移送を支援する活動

対象法人が新型コロナウイルス感染症対策等支援寄附金を募集しようとする場合には、行政庁に確認の申請を行う必要がある。行政庁の確認を受けた日の翌日から2021年1月31日までに受け入れた新型コロナウイルス感染症対策等支援寄附金が対象となることに留意が必要である。

（3）テレワークの導入にあたっての留意事項（QA方式による解説）

コロナ禍で日本でも在宅勤務などのテレワークが急速に広がった。緊急事態宣言は解除された後も、テレワークを推進している企業もある。これは、「ニューノーマル（新常态）」への備えや、オフィス面積の削減による費用削減の狙いなどがあると思うが、筆者は、後述する人々の意識や価値観の変化も背景にあるように感じている。

コロナ禍で、半強制的に在宅勤務を経験したことにより、朝、通勤電車に乗って会社に通勤し、会社で勤務し、夜、また通勤電車で家に帰って寝るといった従来の働き方に疑問を抱き、もっと合理的でスマートな働き方に変えたいと考えている人が少なからずいるはずである。安易に元の働き方に戻せば、職員のモチベーションを下げたり、又は優秀な人材の確保に苦慮する可能性があると考えられる。

コロナ禍の長期化や、人々の価値観の変化に対応していくには、テレワークができる環境を整備することが重要である。しかしながら、テレワークを阻害している要因があるのも事実である。本稿では、テレワーク導入の留意点についてQA方式で解説する。

Q1 テレワークを導入するために、業務の流れを変えないといけないか。

A 従来、対面式を前提とした業務の流れが構築され、運用されてきた。これが今回、大きく転換され、多くの業界でオンラインでの対応範囲が拡充傾向にある。現在の情報技術の発展は加速度的に進んでおり、今後、安価でより便利なものが、容易に使用できる時代が到来すると思われる。

そういった環境で重要なことは、業務の目的と手段を明確にし、その目的を達成するためにより効果的かつ効率的な手段を選択するという意識だと考える。「テレワークを導入するために、業務の流れ等を変える」というより、「より効果的かつ効率的に業務の目的を達成するために、テレワークも視野に入れて業務を再設計」する必要があると思われる。

例えば、キャッシュレス化を進めることで現金収納業務をなくすことができれば、現金の受領、払出、残高管理に関わる業務そのものをなくすことができる。また複数の部署でそれぞれ統一されていない方法で行う事務業務がある場合、それらを統一し、一つの部署に集約することで、全体最適を図ることができる。加えて、運用方法を明確に定めることで、将来的に自動化することで大きく効率化できるとともに、人手を介することで発生する誤りを排除できる可能性もある。

そうした業務の再設計の中で、業務を出社の要否で仕分けし、テレワークで行う業務領域を明確にしていくことができればいいのではないかと考える。

Q2 100%テレワークに切り替えれば、事務作業のためのオフィスは不要になるか。

A 企業や法人は、「ヒト」、「モノ」、「カネ」、「情報」といった経営資源を効果的、かつ、効率的に活用するためのビジネスモデルを構築、運用することで企業価値の最大化を図る。

従来、この資源を集約する場として、オフィスを機能させてきた。しかし、現在は情報技術の進展により、この大部分がオンライン上においても集約できるようになった。

ここで、100%テレワークに切り替えれば、オフィスは不要になるか、というと、それは場合によるのではないだろうか。

上記経営資源のうち、「情報」は、最もオンラインに集約しやすいものである。会議も打ち合わせも、オンラインのほうが開催しやすい面もある。

しかし、単に情報だけ集約すれば足りるものではなく、その場の雰囲気や目に見えない空気感のようなものが重要な場合もあるように思う。

たしかに今後、オフィスの「ただ集まる」という役割は薄れていくと推察される。しかし、全てを不要とするのではなく、「オフィスは何のためにあるのか」という目的をより強く意識し、その目的に合致したこのためにオフィスを活用していくことが重要になるのではないかと考える。

Q3 理事会、評議員会等の運営面の工夫を教えてください。

A 公益法人の意思決定機関としては社員総会、評議員会、理事会があるが、コロナ禍における運営面の工夫としては以下が考えられる。

方法	説明
議決権の代理行使 (一般法人法50条)	<p><社員総会で可能> 社員総会における議決権の代理行使が可能である。この場合においては、当該社員または代理人は、代理権を証明する書面を一般社団法人に提出しなければならない。</p> <p>なお、議決権の代理行使は、評議員会や理事会では認められていない点に留意されたい。</p>
書面又は電磁的方法による議決権行使 (一般法人法38条)	<p><社員総会で可能> 社員総会において書面による議決権行使と電磁的方法による議決権行使を採用することが認められている。前者は書面投票で後者はWEB投票であるが、社員総会において当該方法を採用するためには、理事会設置一般社団法人においては理事会で、書面による議決権行使または電磁的方法による議決権行使を採用することを決議しておく必要がある。</p> <p>また、社員総会を招集するには、理事は、社員総会の日の1週間（理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、社員に対してその通知を発しなければならないが、書面による議決権行使または電磁的方法による議決権行使を定めた場合には、社員総会の日の2週間前までにその通知を発する必要があり、さらに、その通知は書面で行う必要があることに留意しなければならない。</p> <p>なお、書面又は電磁的方法による議決権行使は、評議員会や理事会では認められていない点に留意されたい（ただし、一定の要件のもと、後述の決議の省略は可能）。</p>
Web会議、テレビ会議、電話会議など	<p><社員総会、評議員会、理事会で可能> 公益法人informationのFAQ（よくある質問）に従来のテレビ会議、電話会議に加えてWEB会議も追加されたことから、これらを活用することも考えられる。留意点として、出席者が一堂に会するのと同様に、相互に十分議論できる環境を整える必要がある。WEB会議に関しては、Q4を参照されたい。</p>
決議の省略 (一般法人法58条、194条、96条)	<p><社員総会、評議員会、理事会で可能。ただし、定款の定めに注意> 社員総会において、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなすとし、社員総会の決議の省略が認められている。ただし、この場合においては、社員総会の決議があつたものとみなされた日から10年間、書面または電磁的記録を主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>この決議の省略については、評議員会、理事会においても同様の取り扱いが可能であるが、理事会においては定款の定めが必要である。</p>

一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

Q4 出社しないと、社内・社外のコミュニケーションができない。どうすればいいか。

A 従来、私たちの行動の前提として「書面、押印、対面」の概念があり、出社することで社内・社外のコミュニケーションを図ってきた。現在、この出社が制限されている状況にある。

内部統制の基本的要素に「必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保すること」という「情報と伝達」がある。従来、私たちはピラミッド型組織を前提として、「報連相」と言われる密なコミュニケーションによって、この「情報と伝達」をミスなく行ってきた。

現在は組織構造としてピラミッド型組織以外の組織も多く生まれ、また情報技術の発展により、あらゆるコミュニケーションを簡略化することが可能となった。だからこそ私たちはコミュニケーションを図る「ツール」、その「目的」を自らに問いかける必要があると考える。

すなわち、従来の対面式のコミュニケーションを図るのであれば、なぜ対面式でなければならないのか、その目的を明確にする。そして、必ずしも対面でなくとも構わないものは、以下のように、Skype、Zoom、Teams等のオンライン会議で行う、もしくはオンライン会議すらも開催せず、後述のオンライン上のツールを使った報告のみで済ますことで、効率化を図ることが重要になるのではないだろうか。

	Before-Corona	with-corona	効果
報	捺印をしたうえで対面での業務報告。	Teamsのチャット機能で報告のみ行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・移動時間の短縮 ・打ち合わせのスケジュール調整の簡略化 ・移動に伴う負担の軽減
連	対面での業務連絡。	Skypeで業務連絡を行う。	
相	対面での相談。	Zoomを活用することで、対面と同じ状況で相談する。	

(出所：筆者にて作成。例示である。)

以下に代表的なウェブ会議アプリをまとめた。もちろん、この他にも多くあり、それぞれが日々大きく発展している。無料プランも幅広く用意されているため、会議の目的、会議で取り扱う情報の秘匿性等に応じて、使い分けることが有意義ではないかと考える。

	Skype	Zoom	Teams
無料プラン	あり	あり	あり
時間制限	無料版の場合、原則、最長4時間	無料版の場合、原則、最長40分	なし
特徴	固定電話への通話が可能	操作性の容易さ 多様な機能	Microsoft Officeソフト (Excel、Word等)の ファイル共有、同時作業

(出所：筆者にて作成)

Q5 契約書、請求書等の押印手続や郵送等のための出社を簡略化することはできるか。

A 昨今のテレワーク、サテライトワーク等の取組みの中で、社会課題として顕在化した「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識を転換すべく、先般、内閣府、規制改革推進会議及び四経済団体から共同宣言が発出された。

その中で「民間の取引における見直しについて」として、以下が挙げられている。

	推進する取組み	内容
1	民間の商慣行等の見直し	押印廃止や書面の電子化を推進する。
2	押印についての考え方の整理	民間事業者による押印廃止の取組を推進する。
3	電子署名等の電子認証の活用の促進	押印が必要とされる場合の、電子署名等の電子認証の周知、活用を推進する。
4	特定分野等における規制・見直し	不動産関係、金融関係といった特定分野における課題の洗い出し及び解決に向けた取組みを推進する。

（出所：「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言」（2020年7月8日 内閣府、規制改革推進会議及び四経済団体）を筆者にて要約）

押印手続については、これに加えて、内閣府・法務省・経済産業省作成の「押印についてのQ&A」が発出されている。その中で、「特段の定めがある場合を除き、押印をしなくても、契約の効力に影響は生じない」ことが明示されるとともに、請求書、納品書、領収書等の文書の成立の真正を証明する手段を確保するために考えられるものとして以下、説明されている。これらを活用することで、押印手続、請求書の郵送等のための出社を簡略化することができると考えられる。

場面	立証手段
継続的な取引関係がある場合	取引先とのメールのメールアドレス・本文及び日時等、送受信記録の保存
新規に取引関係に入る場合	<ul style="list-style-type: none"> 契約締結前段階での本人確認情報（氏名・住所等及びその根拠資料としての運転免許証など）の記録・保存 本人確認情報の入手過程（郵送受付やメールでのPDF送付）の記録・保存 文書や契約の成立過程（メールやSNS上のやり取り）の保存
電子署名や電子認証サービスの活用	利用時のログインID・日時や認証結果等の記録・保存

（出所：「押印についてのQ&A」（2020年6月19日 内閣府、法務省、経済産業省）より抜粋）

Q6 起案書を決裁するための出社をなくしたいと考えている。いい方法はないか。

A 従来、起案書は紙媒体で社内回覧に付され、決裁されてきた。申請をあげるにも、決裁するにも出社が必要であった実態がある。しかし、Q5で述べたとおり、押印は証憑の信頼性を確保するための必須の条件ではない。社内稟議であれば、実情に合わせてより簡略化することができる。

例えば、事前に様式や保存方法などのルールを定めておくことで、メールでの決裁が可能と考えられる。またそれだと管理が煩雑になる可能性のある、複雑な申請経路を持つ大規模組織であれば、ワークフローシステムを整備することで、より効率化することも考えられる。

Q7 税務申告等の行政手続をオンラインで行うことは可能か。

A 行政庁への手続きはオンライン化が進んでいないと批判されている。

しかし、私たちは現在、税金はe-Taxを使うことで電子申告が可能となっており、資本金額等が1億円を超えるような大法人に至っては、平成30年度税制改正で2020年4月1日以後に開始する事業年度から義務化されている。

社会保険手続についても同様である。私たちは電子申請を行うことができるほか、こちらも資本金額等が1億円を超えるような特定の法人に至っては、厚生労働省令の改正により、2020年4月1日以後に開始する事業年度から電子申請が義務化されることとなっている。

これらのオンライン化は、「申請時間の柔軟化（いつでも申請を行うことができる）」、「時間の短縮」、「手間の省略」、「紙媒体の廃止による書類管理の簡便化」を可能とする。

Q5で説明した共同宣言において、「行政手続の見直しについて」において、以下のように取組を推進することが宣言されており、今後、さらなる進展が期待される。

	推進する取組み	内容
1	新型コロナウイルスの感染拡大への緊急対応	書面主義、押印原則、対面主義の廃止に向けて、できる限りの取組を進めるとともに、それが困難な行政手続についても、各府省に対し、同様の緊急対応を行うよう求める。
2	制度的対応	行政手続の原則デジタル化に向けて、各府省に対し、各種対応を求める。
3	会計手続	各府省に対し、押印廃止等の優良事例を示し、従来の手続の見直しを求める。
4	地方公共団体における取組	上記対応方針に則り、ガイドライン等を地方公共団体に発出するとともに、必要な法令等の見直しを行うよう求める。
5	デジタル・ガバメントの推進	全ての人々がデジタル化の恩恵を受けられるようにするための対策を講ずるとともに、民間における取組促進のための必要な環境整備を進める。

（出所：「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言」（2020年7月8日）を筆者にて要約）

Q8 経費精算には、経理に領収書を提出する必要があり、そのためにはオフィスに出社しないといけない。オンライン上で完結させる方法はないか。

A 我が国の税法では契約書、請求書、領収書等は紙による保存が原則である。ただし、電子帳簿保存法の要件を満たす場合、電子的方法での保存が認められている（コラム①②参照）。

経費精算をオンライン上で行う方法として、電子帳簿保存法に対応した上で、経費精算をシステム上で行える経費精算システムを導入することが考えられる。例えば、飲食店の領収書であれば、領収書に署名した上で、速やか（受領日の翌日から概ね3営業日以内）にスマートフォンのカメラで撮影し、その電子ファイルにタイムスタンプ付与（コラム②参照）を完了させ、経費精算システムで日付や使用目的等を入力した上で経費申請することで、経費精算システム上で経費申請が可能である。

ただし、経費申請した後の領収書の取り扱いには注意が必要である。実は、電子帳簿保存法が求める適正事務処理要件で、社内や外部（税理士等）による定期検査後でないと、原始証憑を破棄できないとされているのである（電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】（2020年6月 国税庁）（以下「一問一答」という。）問3）。そのため、経費申請後は、即座に破棄できず、例えば領収書を経理等に提出し、定期検査までは保管する必要がある。

この点、完全なペーパーレス化に役立つのがコーポレートカードの導入である。コーポレートカードで決済した場合、経理等でカード利用明細と領収書の画像を紐づけることができるため、タイムスタンプ付与後の領収書（紙）は、経理に提出することなく、受領者本人にて破棄することが可能となる（一問一答 問50）。

電子帳簿保存法に対応した経費精算システムの導入と、コーポレートカードの導入は、完全なペーパーレス化のための一歩である。なお、2020年10月から施行予定の改正電子帳簿保存法では、これまではコーポレートカードの場合でも領収書のスキャンが必要であったが、さらに要件が緩和され、受領者が自由にデータ改変できない経費精算システム等を利用している場合には、紙の請求書や領収書等の受領やスキャン作業自体が不要になる見込みである。本改正の概要はコラム③を参照されたい。

経費精算システムを提供している会社は何社かあるが、タイムスタンプの付与等の電子帳簿保存法の求める要件に対応しているシステムの中から、その中から機能面や価格面を比較して検討することが現実的である。経費精算システムが電子帳簿保存法の求める要件をクリアしているかどうかは、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）が電子帳簿保存法の要件を満たしたスキャナ保存ソフトを認証する制度があるので、そのJIIMA認証を取得しているかどうかを参考になる。

価格面に関しては、初期費用の観点から、経費精算システムの導入に躊躇している法人もあるのではないと思う。この点、クラウド型のシステムを導入すれば、初期費用を抑えることができると思われる。また、電子帳簿保存法に対応すれば、定期検査後は紙資料が破棄できるため、紙資料の保管スペースが削減され、倉庫代等の保管コストが減るといふ点も考慮すべきと考えられる。

最後に、経費精算システムを導入するための手順を紹介する。手順は①と②であるが、経費精算のルールが変わるため、あえて③も掲載した。コーポレートカード等を導入する場合には、その準備も必要である。

- ①電子帳簿保存法に対応したシステム（経費精算システム等）を導入する。
- ②電子帳簿保存法で求められる要件を満たすように内部管理体制を構築し、税務署長の承認を得る。
- ③（受領の翌日から3営業日以内に電子化するなどの）ルールを職員に周知徹底する。

コラム①電子帳簿保存法とは？

電子帳簿保存法とは、1998年に施行された法律で、領収書、請求書を含む国税関係書類に対し、一定の要件を課しつつ、電子データによる保存を認めた法律である。2015・2016年度の改正で、金額要件が撤廃され、全ての契約書、領収書等が対象となり、またスマートフォンなどで撮影された書類についても電子保存できるようになった。

請求書や領収書等を電子データで保存したい場合、①入力要件、②電子計算機処理システムの要件、③入力者等の情報確認の要件、④適正事務処理要件、⑤スキャンした書類と帳簿との関連性の確保、⑥可視性の確保、⑦システムの概要書等の備付け、及び⑧検索機能の確保の8種類の要件を満たすことが必要である。

なお、電子帳簿保存法を利用したい場合は、これらの要件を満たした上で、所管の税務署で申請し、税務署長の承認が必要なので留意されたい。

コラム②タイムスタンプとは？

特定時点における電子文書の存在を証明する技術をいう。例えば電子文書に時刻認証を付すことにより、その電子文書がその時刻に確かに存在していたこと、及びその時点以降改竄されていないことを証明する技術をいう。電子帳簿保存法が求める「電子計算機処理システム」の要件に、タイムスタンプに関する事項が定められている。

コラム③改正電子帳簿保存法（2020年10月施行）について

2020年10月から施行される改正電子帳簿保存法で、自由にデータ改変できない経費精算システム等を利用している場合は、コーポレートカードや交通系ICカード、QRコード決済の履歴などのクラウド上のデータを領収書として扱うことが認められた。これにより、事前に指定された決済方法で支払った場合は、領収書のスマホでの撮影や、スキャンする作業が不要になるため、バックオフィスの効率化が期待されている。

Q9 私は経理部の職員である。仕訳入力や振込処理などのため、オフィスに出社しないといけないが、どうにかならないか。

A 経理職員のテレワークを阻害する大きな要因として、請求書や領収書などのデジタル化が進んでいない点が挙げられる。例えば、現状、他社から郵送された紙の請求書は、経理職員が事務所で受け取り、支払い処理をする必要があるのが現実であり、如何ともしがたいのは事実である。

書類のデジタル化が遅れている点に関しては、Q5で解説したとおり、我が国全体の問題として、電子化に取り組みが始まったところであり、今回のコロナ禍を契機に、いずれは請求書や領収書等のデジタル化が進んでいくのではないかと考えられる。

現時点でできる対策としては、以下のような対策が考えられるので、参考にされたい。

①請求書等の入手方法の工夫

テレワークが出来るようシステム化を進めても、紙の請求書が郵送されてくる限りは、事務所に出勤して、紙の請求書を受取り、会計システムに手入力する必要がある。この対策として、以下のような対策が考えられるので参考にされたい。なお、証憑を電子的な方法で保存する場合には、電子帳簿保存法の要件を満たす必要があると考えられるので、留意されたい（電子帳簿保存法の要件はQ8を参照）。

1	請求書（PDFファイル）をメールで送ってもらう。なお、Q5で説明したとおり、メールで送付された請求書は、提出方法に関する合意過程を含め、取引先とのメールの送受信記録を保存しておくことで、その効力を証明できるとされている。
2	請求書専用の私書箱のイメージで、紙の請求書のデータ化を代行するサービスを提供している業者があるので、このサービスを利用することも考えられる。この場合、紙の請求書の送付先を代行業者にすることが必要である。

②電子決裁機能等を搭載した会計システムの導入

仕訳入力後の入出金伝票や振替伝票等の承認を電子決裁できる会計システムを導入すれば、判子を押すためだけに、出社する必要がなくなる。また、振込データの作成機能がある会計システムを導入すれば、振込データも作成するためだけに社出する必要がなくなると思われる。

代表的な公益法人会計のパッケージソフトであればこれらの機能を搭載しているので、参考にされたい。

③経費精算システムの導入（Q8を参照）

経費精算システムを導入した場合、経費申請後は、その承認もオンライン上で行うため、判子を押すために出社する必要がなくなる。また、経費の振込処理に関しては、経費精算システムから振込処理までデータが流れるようにすれば、振込処理の為だけに社出する必要もなくなる。

Q10 上司からBCPの策定を進めてくれと言われたが、何のことが教えてほしい。

A BCPとは、事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の略称で、大規模災害などの非常時でも、事業を継続させるため、その方針、体制、手順等を示した計画をいう。BCPは、非常時でも重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い時間で復旧させることを目的としている。

近年、自然災害が毎年のように発生しており、BCPへの注目度が増している。BCPは、例えば自然災害であれば、大規模な自然災害が発生する可能性を十分に調査し、被害がどのようなものになるか、リスクを的確に想定した上で、適切で科学的な防災計画を作成する。テロなどの犯罪や火災などについても同様である。

今回のコロナ禍では、BCPに感染症対策も織り込まれていても、ここまでの事態は想定されておらず、多くの場合で用意していた計画が機能しなかったと言われている。コロナ後もニューノーマル（新常态）は続くと言われており、クラウドの活用、VPN（仮想私設網）、ハンコを無くすなど、テレワークのための環境整備を進めるべきであると思われる。BCP策定済みの法人も、そうでない法人も、頻発する自然災害や今回のコロナ禍を期に、BCPを見直す（検討）することが望まれる。

（4）終りに

本稿では、給付金等や税制における行政の支援策を紹介した上で、テレワーク導入に関する留意点をページ数を割いて厚めに解説した。テレワーク導入の留意点は、情報セキュリティ、ジョブ型雇用をはじめとする人事制度などの本稿では扱えなかった論点もあるが、BCPを含めて、可能な限り多くの論点に触れたので、実務上の参考になれば幸いである。

最後に、テレワークの導入は、業務フローを見直したり、電子帳簿保存法の要件を整えたり、新しいシステムを導入したりといった対応がセットで必要となる。これらに関してお困りの際は、監査法人や税理士法人など、専門家に相談することをお勧めしたい。

<<執筆者>>

有限責任監査法人トーマツ パブリックセクター・ヘルスケア事業部

公認会計士 板垣 宏一郎

【経歴】

2007年有限責任監査法人トーマツに入所、公益法人監査をはじめとする各種法定監査、任意監査に従事。

日本公認会計士協会 非営利法人委員会 公益法人専門委員会 現委員（H30～）

有限責任監査法人トーマツ パブリックセクター・ヘルスケア事業部

公認会計士 川本 寛弥

【経歴】

2007年有限責任監査法人トーマツに入所、公益法人及び社会福祉法人に対する各種法定監査、任意監査に従事。

日本公認会計士協会 非営利法人委員会 社会福祉法人専門委員会 元委員（～H30）

有限責任監査法人トーマツ パブリックセクター・ヘルスケア事業部

公認会計士 米谷 直晃

【経歴】

2010年有限責任監査法人トーマツに入所、公益法人や独立行政法人等の会計監査や、地方自治体の包括外部監査、公益法人や地方自治体等に対するアドバイザー業務等に従事。

日本公認会計士協会 非営利法人委員会 公益法人専門委員会 元委員（～H30）

NOTE



『収支相償を満たすことが 出来ない場合の対応策』

公認会計士・税理士・行政書士 堀井 淳史

I はじめに

公益法人が満たすべき財務基準として収支相償、公益目的事業比率、遊休財産保有制限があるが、その中でも多くの公益法人が頭を悩ませている基準が収支相償である。本稿では、収支相償を満たさないことが決算作業時点で把握された場合の対応策について説明を行う。

II 収支相償の概要

認定法では、「その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」とする）第14条）。」とされており、公益目的事業の損益に一定の調整を行った金額がゼロかマイナスになることを求めている。当該公益法人の財務基準を収支相償という。

なお、収支相償は、二段階で判断され、第一段階としては各公益目的事業単位で判断を行い、第二段階として公益目的事業会計全体として判断を行う。

本稿では、紙面の都合上、第二段階を中心に説明を行う。

III 収益事業等の利益額の50%繰入の場合と50%超繰入の場合の違い

公益法人が収益事業等を営んでいない場合及び収益事業等から公益目的事業に利益額の50%を繰り入れる場合（以下、「50%繰入の場合」とする）と公益法人が収益事業等から公益目的事業に利益額の50%を超えて繰り入れる場合（以下、「50%超繰入の場合」とする）で収支相償の計算式が異なる。本稿では、計算式の詳細な説明は省略するが、参考として50%繰入の場合と50%超繰入の場合の収支相償の計算図を記載する。

収支相償対照表
(50%繰入)

費用	収入
公益目的事業に係る経常費用	公益目的事業に係る経常収益
公益に係るその他の経常費用	公益に係るその他の経常収益
公益目的事業に係る特定費用準備資金積立額	公益目的事業に係る特定費用準備資金取崩額
	収益事業等の利益を公益に繰り入れた額（利益の50%）

収入超過の場合には、剰余金の発生として対策が必要となる。

収支相償対照表
(50%超繰入)

費用	収入
公益目的事業に係る経常費用 (減価償却費を除く)	公益目的事業に係る経常収益
公益に係るその他の経常費用	公益に係るその他の経常収益
公益目的保有財産の取得支出	公益目的保有財産の売却収入
公益目的事業に係る特定費用準備資金積立額 (限度額あり)	公益目的事業に係る特定費用準備資金取崩額 (上限あり)
公益資産取得資金積立額 (限度額あり)	公益資産取得資金取崩額 (上限あり)
	収益事業等の利益を公益に繰り入れた額 (利益の100%を上限)

収益事業等からの利益の繰入額は、収支相償の剰余金がゼロとなるまでの金額が限度額となるため、50%超繰入の場合には、第二段階で剰余金は発生することはない。

IV 収支相償を満たすための対応策

50%超繰入の場合には、第二段階において収支相償の対応が必要となる剰余金が発生することはない。したがって、以降の説明は、収支相償の第二段階における50%繰入の場合を前提とする。

収支相償で剰余金が発生した場合の対応策としては、「1. 特定費用準備資金の積立」「2. 公益目的事業に関する資産の取得計画や翌事業年度の事業拡大等について文書で説明」「3. 次回の理事会までに解消計画を検討」という3つの検討段階が想定される。以下、順に説明を行う。

1. 特定費用準備資金の積立

決算作業時などに収支相償を満たさないことが判明した場合には、まず検討すべきは新規又は追加の特定費用準備資金の積立処理である。

ここで、特定費用準備資金とは、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する資金をいい（認定法施行規則第18条1項）、既存事業の拡大や将来開催するイベントや記念事業等の翌事業年度以降に発生する費用を事業年度に積立計上を行うものである。なお、既存事業を維持する場合であっても、将来において見込まれている収支の変動に備えて法人が自主的に積み立てる資金や専ら法人の責に帰すことができない事情により将来の収入が減少する場合に積み立てる資金も対象となり得る（FAQ問V-3-⑦参照）。また、特定費用準備資金の積立には、以下の要件をすべて満たす必要がある（認定法施行規則第18条第3項）。そのため、以下の要件を満たすことができない予備費等、将来の一般的な備えや資金繰りのために保有している資金は、特定費用準備資金として認められないため注意が必要である。

(特定費用準備資金の要件)

- ① 資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- ② 資金の目的毎に他の資金と明確に区分して管理され、貸借対照表の特定資産に計上していること。
- ③ 資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は目的外に取り崩す場合に理事会の決議を要するなど特別の手続きが定められていること。
- ④ 積立限度額が合理的に算定されていること。
- ⑤ 特別の手続きの定め、積立限度額、その算定根拠について事業報告に準じた備え置き、閲覧等の措置が講じられていること。

2. 公益目的事業に関する資産の取得計画や翌事業年度の事業拡大等について文書で説明

特定費用準備資金の積立が困難と判断された場合は、剰余金の発生原因を記載するとともに、公益目的事業のための資産取得資金の積立計画や公益目的保有財産の取得計画、翌年度の事業拡大等について事業報告等の定期提出書類に文章により説明を行うことになる。

ここで、資産取得資金とは、将来、公益目的事業やその他の必要な事業、活動に用いる実物資産を取得又は改良するための資金であり（認定法施行規則第22条3項3号）、公益目的保有財産とは、公益目的事業財産を支出することで得た財産や法人自ら公益目的に使用すると定めた財産等である（認定法第18条第5号～7号）。

すなわち、収支相償の剰余金が発生する場合であり、特定費用準備資金の積立が出来ない状況であったとしても、公益目的事業に使用する資産の取得計画や翌事業年度など短期的に公益目的事業の事業費に使用することを具体的に説明することが可能であれば、収支相償の剰余金の対応は可能となる。

なお、文書により上記の説明を行った場合は、実際の解消状況について翌事業年度の事業報告等の定期提出書類において説明を行うことが必要となる。

3. 次回の理事会までに解消計画を検討

特定費用準備資金の積立も困難であり、特別な事情や合理的な理由により公益目的事業のための資産取得資金の積立計画や公益目的保有財産の取得計画、翌事業年度の事業拡大等について文章により説明を行うことも出来ず、翌事業年度の事業計画等における解消計画で適切に費消することが出来ない場合には、具体的な解消計画を次回の理事会までに検討することを事業報告等の定期提出書類提出までの理事会で決議する必要がある。

なお、上記のような理事会決議を行った場合には、まず、剰余金発生年度の事業報告等の定期提出書類において剰余金の発生原因、剰余金を翌事業年度における解消計画で費消することができないことについて特別な事情や合理的な理由、解消計画検討のためのスケジュールを記載する必要がある。一般的な記載例は以下のとおりである。

「剰余金〇億円については、〇〇の理由でその具体的な解消計画については令和〇年〇月開催の理事会において決定することを令和〇年〇月の理事会で決定した」（平成28年度公益法人の会計に関する諸課題の検討の整理について）

また、解消計画について理事会において決定した場合、翌事業年度に翌々事業年度の事業計画を提出する際に、機関決定された剰余金の解消計画を提出するとともに、当該剰余金に見合う資金について貸借対照表に特定資産として計上する必要がある。

さらに、翌々事業年度の事業報告等の定期提出書類において、剰余金が解消計画に従って解消された旨の説明を行うことになる。

V 実務的な対応

1. 特定費用準備資金等の積立金の会計処理方法と管理方法

決算日以降に収支相償の剰余金が発生することが判明した場合、現金預金を積立資金用の口座に移動できないため特定費用準備資金等の積立が出来ないと誤解されている公益法人も多い。しかし、特定費用準備資金等の積立については、実際の資金の移動を行わず、会計処理のみで積立処理を行うことも可能である。ただし、このように会計処理のみで特定費用準備資金等の積立を行う場合、1つの銀行口座の預金残高が複数の勘定科目に区分されることになるため、どの預金口座がどの勘定科目で処理されているか把握できるように以下のような管理表の作成が有用である。

銀行名	流動資産	基本財産	特定資産		貸借対照表合計
	普通預金	普通預金	〇〇積立資産	〇〇積立資産	
A銀行	100	1,000	400	500	2,000

2. 収支相償の剰余金が発生した場合の対応策の法人内でのルール化

公益法人の多くは、非常勤の理事で理事会を構成している。決算日以降に収支相償の剰余金が発生していることが判明したとしても収支相償を満たすための対応策を非常勤の理事等が短期間で検討、承認することは時間的に厳しいケースが多いと考えられる。

そこで、収支相償の剰余金が発生した場合に備えて法人内のルールを定めておくことが有用である。例えば、以下のように剰余金の発生に備えて検討手順をルール化しておくことが想定される。

- ① 毎年、通常の前算とは別に中長期（2年～5年程度）の事業計画と収支予算を作成する。
ここで、収支予算は、行政庁に提出するような損益ベースの前算ではなく、資産の取得等を含めた収支ベースの前算を作成する。
- ② 収支相償の剰余金が発生した場合、既存の積立金の限度額の範囲内で追加計上を行うことが出来ないか検討する。

- ③ 既存の積立金の限度額に余裕がない場合は、翌事業年度の収支予算及び中長期の収支予算に基づいて特定費用準備資金や資産取得資金の積立、公益目的保有財産の取得支出、翌事業年度の事業拡大等により剰余金の解消を説明が出来ないか検討する。
- ④ 特別な事情や合理的な理由があると判断される場合は、次回の理事会までに剰余金の解消計画を検討することを理事会で決議する。

VI おわりに

公益法人に対する誤解の1つに「公益法人は利益を計上してはいけない」というものがある。本稿で記載したように収支相償は、公益法人が利益を計上してはいけないというルールではなく、公益目的事業会計で利益を計上する場合には、特定費用準備資金や資産の取得など当該利益の用途を明確にし、中長期的に収支がゼロになるように求めるものである。

従って、適切に剰余金の用途を計画することが出来るのであれば、短期的に公益目的事業会計で利益が計上されたことをもって行政庁から問題視されることはない。

本稿が公益法人の事務局担当者等の制度の理解を促進し、公益法人による長期的に継続する公益目的事業の実施の一助となれば幸いである。

<<執筆者>>

株式会社アダムズ 堀井公認会計士事務所 代表
公認会計士・税理士・行政書士 堀井 淳史

【経歴】

日本公認会計士協会東京会非営利法人委員会副委員長等を歴任。あずさ監査法人を経て、アダムズグループ（株式会社アダムズ、堀井公認会計士事務所）を設立。多くの公益法人を指導する傍ら講演・執筆と幅広く活躍。

NOTE



インタビュー

- 本資料は、別段の表示がない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものでありますが、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性があります。
- 実際の取引等をご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き等にご留意いただき、所轄の税務署や弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券

インタビュー「コロナ禍における日本赤十字社の取り組み」のご紹介とポイント

【日本赤十字社 事業局長 堀 乙彦 氏】

新型コロナウイルス感染症の勢いが続いています。日本赤十字社はクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」での医療救護や東日本大震災での災害救護をはじめ献血など様々な活動に広く取り組んでいます。日本赤十字社・事業局長の堀さんに日本赤十字社の取り組みについて「コロナ禍」だけでなく幅広い内容をインタビューさせていただきました。インタビューのポイントは以下の通りです。

- ① 厚労省の要請で「ダイヤモンド・プリンセス号」の医療救護に即日出動した。災害対応では東日本大震災時も発災当日に東北へ向けて約40班が即時出動した。コロナ対応としてはクルーズ船や一時滞在施設への医療スタッフの派遣にとどまらず、全国91の赤十字病院で感染（疑い含む）者を受け入れている。
- ② 赤十字の活動には、(1)紛争犠牲者や災害被災者への支援、(2)感染症や疾病への対応や保健衛生、(3)多様な価値の受容、社会的包摂、人道的価値の普及がある。今回は(2)だけでなく(3)にも具体的かつ効果的に取り組めた。感染症には、3つの「顔」があり、病気、不安や恐れ、嫌悪や偏見・差別である。その対応は、手洗い・うがいの徹底、不安の除去、そして最終的に差別などによる社会の分断をどう防ぐかにまで及ぶ。「ウイルスの次にやってくるもの」というタイトルの絵本アニメを作成するなどの様々な取り組みを行った。
- ③ 感染症対応に従事している職員向けサポートガイドや一般向け、待機要請者向け、高齢者向けのサポートガイドを作成し、SNSでの発信やNHK「クローズアップ現代」でも取り上げられ多くの方々に活用いただけた。
- ④ 日赤の活動資金は会員による会費で賄われている。国内で大きな災害があると日赤は、社会福祉協議会、中央共同募金会、NHK厚生文化事業団と共に義援金の受付を行い、全額を被災自治体に送金し、被災自治体が被災の度合に応じて義援金を被災者に配分している。また、国内外で大きな災害があると日赤の救援活動などのために寄せられる海外救援金がある。

☆インタビュー

日本赤十字社 事業局長

堀 乙彦氏

『コロナ禍における日本赤十字社の取り組み』

日興：新型コロナウイルス感染症への日本赤十字社（以下、日赤）の取り組みについてお話を伺えますでしょうか。

日赤：政府が新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したのが1月30日でした。同日、日赤も新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染状況のフォローを始めました。この感染症の対応については新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて対応する形になっています。



日赤の活動は、戦時救護からスタートしています。歴史を振り返ると1888年に福島磐梯山で噴火があり、その時に初めて救護員を派遣したのが災害救護の始まりです。災害対応では、災害対策基本法と災害救助法等に基づき、日赤には指定公共機関としての役割があり、中央防災会議メンバーでもあります。中央防災会議は首相を議長に、全閣僚と指定公共機関として日銀、NHK、NTT、そして日赤、数名の専門家によって構成されています。日赤の救護活動の中には自然災害だけではなく感染症の対応もあります。国内で災害が発生すると、政府の補助機関として政府が対応できない分野、特に医療救護などの分野について対応する役割になっています。感染症においても同様の役割を果たすことが期待されています。

2月10日に厚生労働省から要請があり、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の医療救護に同日から3月1日まで出動しました。災害対応で日赤は緊急時に対応する役割を持っていますので、全国で約500班の常備救護班を有し、東日本大震災の際にも発災当日に東北へ向かうべく、約40班が即時に出動しました。90年代後半には、政府のDMAT（Disaster Medical Assistance Team）構想が練られ、日赤を含む医療機関が発災直後に医療チームを派遣することになりました。ですから、日赤はDMATチームとして出動する場合がありますし、日赤独自の救護班として出動する場合があります。本来DMATチームは自然災害に対応するチームですが、今回政府からの要請があって「ダイヤモンド・プリンセス号」に派遣されました。その後、乗客乗員への

医療ニーズが高まり、日赤に救護班の派遣が要請されました。

また、中国湖北省武漢市からチャーター便で帰国された方々、クルーズ船から下船された方々の一時滞在施設（埼玉県和光市）にも2月7日から3月8日まで経過観察のために赤十字病院から医療スタッフなどを派遣しました。

日赤のコロナ対応はクルーズ船や一時滞在施設での医療スタッフの派遣だけにとどまらず、全国91の赤十字病院のうち、3分の2以上の病院で新型コロナに感染、または感染の疑いがある方を受け入れました。

日赤は医療だけでなく献血などの活動も行っています。感染が広まると、都道府県や国からの要請等による外出の自粛や密を避けるために、普段から献血にご協力いただいている会社や学校などでも、献血への協力を辞退されるという状況が出てきました。一時は血液の確保が非常に難しくなる状況もありましたが、水泳の池江選手などがSNSで献血を呼び掛けてくださったことや皆様からのご支援があり、危機的状況は回避できました。インターネット等で献血予約をして献血者の待ち時間を軽減する等の利便性を向上させる仕組みが出来上がっていましたので、それがちょうど密を避けることにもつながりました。今では献血の予約システムを使って多くの皆さんに献血のご協力をいただいています。

赤十字の活動は大きく分けて3つあり、1つは紛争犠牲者や災害被災者への救援です。2つ目は今回のような感染症や疾病への対応や保健衛生です。3つ目は多様な価値の受容、社会的包摂、人道的価値の普及です。今回は、2つ目の感染症への対応だけでなく、3つ目についても具体的かつ効果的に取り組めたとと思います。感染症には3つの顔があり、まず病気そのものの顔です。2つ目の顔は不安や恐れ、そして3つ目の顔は嫌悪や偏見、差別です。不安なものから遠ざかりたい、遠ざけたいという心理から、社会の分断が起きるのですが、それに対して私たちはどのように対応しなければいけないのか。例えば、感染症の対応であれば、手洗いをきちんとするか、衛生面でもソーシャルディスタンスを取るなどがあるのですが、不安・恐れをいかに大きくしないようにするかとか、そのためにはどのような有効的な方法があるのか。そして最終的には社会の分断をどうすれば防げるのか、ということについて、取るべき行動を分かりやすくまとめ、提示することができました。

「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう」

<http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/pdf/211841aef10ec4c3614a0f659d2f1e2037c5268c.pdf>

「ウイルスの次にやってくるもの」

<https://www.youtube.com/watch?v=rbNuikVDrN4>

なぜこのようなガイドを作成することができたのかということですが、赤十字は日赤を含め世界192の国と地域に赤十字社があり、活動を行っています。併せてジュネーブに2つの赤十字国際機関があります。ひとつは国際赤十字・赤新月社連盟で、192の各国赤十字社の連合体です。

自然災害や難民への国際救援活動、各国赤十字社の防災、保健衛生など平時の活動を調整・支援します。つい最近まで前社長（現名誉社長）の近衛が2期8年間会長を務めておりました。もうひとつは赤十字国際委員会、こちらは主にスイス人で構成され、戦時の中立的な機関として紛争犠牲者や捕虜の保護などの活動を行っています。赤十字はジュネーブ条約でその活動が保障されているため、単なる民間機関ではなく時に国を超えた力を持つことがあります。感染症についてはエボラ出血熱、SARS、HIV・AIDSなど過去の対応経験があります。また今回取り上げた「こころのケア」では、例えばデンマークのコペンハーゲンに「こころのケア」のリファレンスセンターが国際赤十字・赤新月社連盟とデンマーク赤十字社の協力の下に設けられており、過去の活動の経験・ノウハウが蓄積されています。それらをベースに、これまで日赤が災害対応の中で被災者の「こころのケア」活動を行ってきた知見を活かしてガイドを作成しました。これらのガイドに加えて、日赤の医療施設や社会福祉施設に従事する職員のために、どのように感染に注意すべきか、家族が差別に遭い、心理的にも追い込まれ、感染しないかという恐怖の中でどのように業務に取り組むべきか、また、組織としてどのような対策を考える必要があるか、ということをもとめたガイドも作成しました。このガイドも極めて有用ということで他の医療施設や社会福祉施設にも活用いただいています。

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対応する職員のためのサポートガイド」

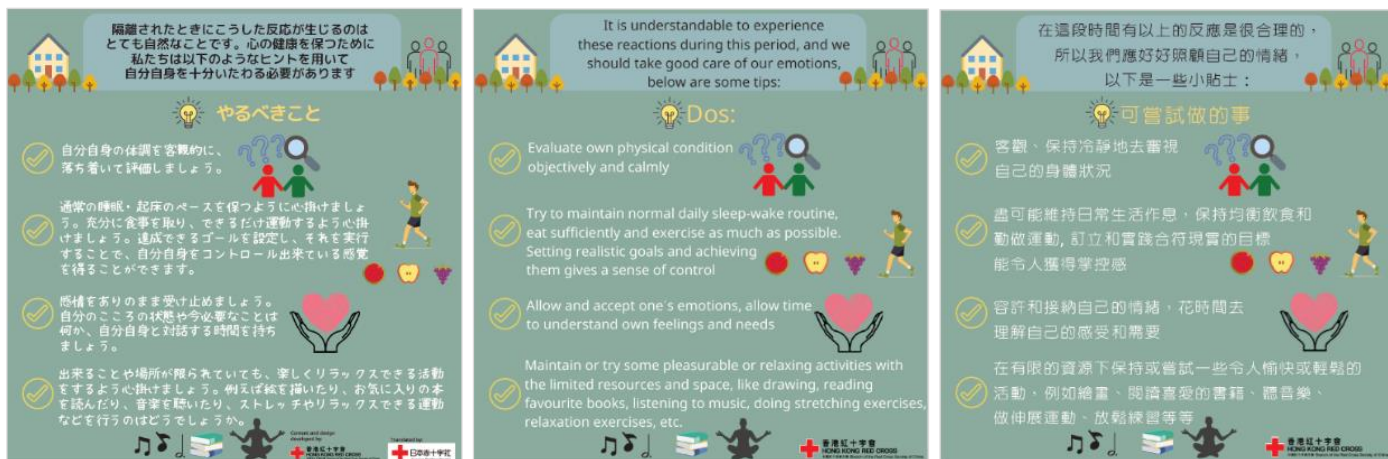
<http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/pdf/%E6%96%B0%E5%9E%8B%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A%E3%82%A6%E3%82%A4%E3%83%AB%E3%82%B9%E6%84%9F%E6%9F%93%E7%97%87%E7%BC%88COVID-19%E7%BC%89%E3%81%AB%E5%AF%BE%E5%BF%9C%E3%81%99%E3%82%8B%E8%81%B7%E5%93%A1%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E3%82%B5%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%88%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89.pdf>

日興：今や感染リスクは病院だけではないですね。

日赤：その通りです。このガイドは中国紅十字会（中国の赤十字社）の香港支部が作成した「こころのケア」のテキストがヒントになりました。まず感染された本人、すなわち行動が制限され、または隔離された方がどのような注意をしなければいけないのか、その周辺にいる方々、ご家族や友人がどのようなサポートができるのか、そして、高齢の方が今回の感染症で重症化する可能性が高いと言われていますので、特にどのようなことに注意すべきなのかなどです。クルーズ船の中でずっと外に出られない、いつ感染するか分からないという恐怖の中で過ごしている方々が、少しでも心の安定を保つことができるよう役立てていただきたいと考えました。ちょうど中国版があったので英語版と日本語版も作成してクルーズ船の中で配りました。その後、一般の方々にも同様の社会的ストレスがある中で、どのように心の安定を保って過ごせば良いのか、ということを知っていただき、また、社会の分断を防ぐために動画を作成しました。「ウイルスの次にやってくるもの」という絵本アニメーションです。

ウイルスの後、どのようなことが起こり、社会を分断するのか、それに対してどう対処すれば良いのか、ということアニメーションで解説しました。動画サイトに公開してから11週間で220万回再生され、とても多くの方々に見ていただきました。このような社会的包摂や社会の分断を予防する取り組みは、これまであまり私たちの活動の中心にはなかったのですが、今回はこのような活動について取り組みができたのではないかと思います。

クルーズ船内で配布したパンフレット（英語、日本語、中国語） 提供：日本赤十字社



また、感染症の3つの顔についてのガイドを教材として作成したものを学校教育の中でも活用いただきました。もともと、100年近く続いている青少年赤十字という活動があり、小学校から高等学校の児童・生徒を中心に現在約350万人のメンバーがいます。活動を指導する先生が24万人、小学校から高等学校までの約35%が青少年赤十字の活動に参加しています。これは学校カリキュラムの中で認められている唯一の活動です。当初は青少年赤十字メンバー向けに教材として作成して提供していたのですが、今では、青少年赤十字加盟校以外の学校や教育委員会でも活用いただいています。更に児童・生徒向けの教材は、一般の方にもわかりやすいので、広く自治体などで活用いただいています。また、英語版のガイドは東京都が在京の大使館にも提供され、在日外国人の方々にも広く活用いただいています。今後も活用のご希望があれば提供させていただきます。



提供：日本赤十字社

青少年赤十字向けに新型コロナウイルス感染症オンライン講座を実施（宮崎県支部）

ここで活動の詳細をご説明します。まず、DMATとしての派遣ですが、表では、DMAT全体の出勤ではなく、DMATとして出勤した日赤の実績を記載しています。DMATのチームの任務は、感染者をクルーズ船から病院などに搬送すること、乗客・乗員への検疫を行うことでした。感染が拡大し、船外に出られない乗客・乗員への医療や健康管理を担う医療チームが必要なことから赤十字救護班の派遣が求められました。

<赤十字救護班>

派遣期間	2月10日～2月26日
派遣医療施設	14施設
派遣要員	67名
(医師13名、看護師27名、事務職員16名、薬剤師10名、助産師1名)	

<日本DMAT（災害派遣医療チーム）>

派遣期間	2月6日～3月1日
派遣医療施設	16施設
派遣要員	75名
(医師26名、看護師17名、業務調整員32名)	

クルーズ船への救護班等の派遣

- ①乗客・乗員の健康確保（赤）
厚生労働省からの要請に基づき
船内に救護班（医師、看護師、事務職員等）等を派遣
- ②感染者の搬送支援及び
乗客・乗員への検疫支援（青）
厚生労働省DMAT事務局等からの要請に基づき
日本DMAT隊員（医師、看護師、業務調整員）を派遣



提供：日本赤十字社

クルーズ船の乗客・乗員には外国人が多いのですが、日赤の救護班の中には、国際救援に長くたずさわりの英語はもちろん、海外の紛争地域、被災地域での避難民キャンプで広い活動経験があります。最初に救護班を派遣した広尾にある日赤医療センターもそのような活動経験者を多く有する病院の一つです。また、薬にしても外国の乗客・乗員が常用している薬と同じ効能の日本の薬を選び、飲み方を含め指導できる薬剤師の存在はとても重要です。クルーズ船のメディカルセンターにアクセスし、外国人ドクターからどのような持病を持つ乗客・乗員の方がいるのかを確認し、医療救護活動を行うことが救護班の派遣で初めて可能になりました。また、救護班の中には、「こころのケア」要員もいました。阪神淡路大震災以降、被災者の心のケアが重視されるようになり、日赤では、看護師を中心に「こころのケア」要員を700名以上養成しています。日赤の「こころのケア」要員は、東日本大震災、ネパール地震、バングラディッシュ南部避難民救援等において、避難所にChild Friendly Spaceという、子供たちが一時的にリラックスして遊べる、ストレスから解放されるスペースを作る取り組みを行っています。最近の熊本を中心とした豪雨災害でも、救護班に「こころのケア」

要員が加わり、被災者の傾聴を行いました。心のFirst Aidと呼んでいますが、話を聞くだけでも被災者の心の負担が軽減されるのです。被災者を支援する側である保健師の方の疲労も大きいので、その支援（支援者支援）ということも行っています。

クルーズ船での救護班の派遣では感染症の専門医からのアドバイスを受けながら活動を行いました。日赤にはエボラ出血熱、SARS、HIV・AIDSなど海外での感染症の救援活動で経験を積んだ医師が何人かおられます。今回は未知の感染症への対応ですから、専門の医師が対応方針を策定し、活動しました。その結果、クルーズ船に派遣した140名近くの要員の内、だれ一人として感染することなく帰還することができました。

今も感染症下での豪雨災害が続いています。今後、首都直下や南海トラフ地震も想定されるわけですから、高齢者、妊産婦、幼児、障害者など災害弱者の方々のための避難所の環境改善と併せて、感染症への予防策も検討しています。感染症下での救護活動のガイドラインを作成して、救護活動を行っています。また、内閣府とも協定を結び、今回の令和2年7月豪雨災害で、初めて内閣府の災害調査チームに日赤の医師も参加して、被災地で適切な感染症予防策について助言させていただいています。

下の表は、91の赤十字病院の感染症指定医療機関としての位置づけを表しています。第一類感染症はエボラ出血熱など、第二類感染症は鳥インフルエンザや今回の新型コロナです。

感染症指定医療機関

(平成31年4月1日現在)

	全国の施設数*3	赤十字病院	病院名
特定感染症指定医療機関 (未知で重篤性が極めて高い感染症・ 一類感染症・二類感染症対応)	4 (10床)	1 (2床)	成田
第一種感染症指定医療機関 (一類感染症・二類感染症対応)	55 (103床)	6 (11床)	成田、岐阜、 名古屋第二、伊勢、 和歌山、松江
第二種感染症指定医療機関*2 (二類感染症対応)	351 (1,758床)	26 (182床)	

*1 一施設が複数種別の感染症指定医療機関の指定を受けている場合があるため、表の施設数合計と一致しないこと。

*2 感染症病床を有する医療機関のみ計上していること。

*3 厚生労働省「感染症指定医療機関の指定状況（平成31年4月1日現在）」から引用。

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/02-02.html>)

提供：日本赤十字社

通常、病院は多くの感染症の方々を受け入れる病床を持っていないので、一般病棟や一部の外来診療の稼働を休止したり、緊急でない手術を延期したりして院内の感染防止の措置を行い、必要な病床を確保しています。また、軽症者を収容している宿泊施設や障害者施設に、16の病院

から医療スタッフを派遣しています。呼吸管理が必要な重症者の場合、多くのスタッフが必要なため、その確保や身体的、心理的負担の大きい医療従事者へのサポート体制の強化を行いました。また家族への感染を防ぐための宿泊への配慮等の取り組みもしてきました。

医療資材については、100社以上の企業、団体や経団連からご支援をいただきました。一時は医療資材がなかなか入手できなかったのも、大きな助けとなりました。大変感謝しております。

このほかに、例えば中国紅十字会や台湾の赤十字組織、シンガポール赤十字社などからも多数の医療資材の提供をいただきました。

日興： 自国も大変な中で、お互いに融通し合っているんですね。

日赤： 各国赤十字社間の支援は、災害時など良くあります。東日本大震災の時は100近い国の赤十字社、赤新月社（イスラム教の国の赤十字社）から、600億円もの巨額の救援金をお寄せいただきました。また、クウェート国から、500万ガロンの原油（日本全国で1日に使用する量に相当）をいただき、石油会社に買い取っていただいて、約400億円の救援金としました。これらを財源に日赤は救援と復興支援事業を行い、復興支援事業は現在も続いています。

また、日赤は全国で28の社会福祉施設（児童、高齢者、障害者等の施設）を運営していますが、高齢者が多い施設では感染予防にとくに神経を遣っています。このため、ご家族との面会はインターネットや、ガラス越しでの面会となっています。日赤以外の社会福祉施設に対しても、例えば、北海道の北見市にある知的障害者施設で、職員に新型コロナウイルスの感染が確認されたため、北見市の赤十字病院が周辺の赤十字病院と協力して医療チームを派遣し、感染が広まらないように対応するなどの支援を行っています。

災害時には平時の課題が顕在化すると言われます。新型コロナウイルス感染症だけではありません。今日の様々な人道課題は複雑に絡み合い、日赤だけ、一国だけで解決できません。多くのプライベートセクター（企業、NGO、大学、ボランティアの方々など）に参加いただいて、支援活動を行うことが極めて重要です。これからは日赤が単独で救援を行うのではなく、支援が必要な人と、支援者とを結び付けて救援を行っていくことが大切だと考えています。

7月からNHKのwith コロナプロジェクト「みんなでエール」というキャンペーンが始まりました。7月9日に最初の番組として朝ドラの「エール」に出演されている俳優の方々が歌ってエールを送る番組の放送がありました。新型コロナウイルス感染症が広まる中で、多くの音楽家が社会のために活動したいという思いがあり、その思いを音楽を通じて新型コロナウイルス感染症で苦しむすべての人への応援と支援に結び付けるというNHKのキャンペーンに日赤も参加しています。このキャンペーンは当面12月まで継続されることになっています。

<https://www.nhk.or.jp/np/minna-yell/>

ここで少し、救援活動など日赤の様々な活動を行なうための財源についてお話をさせていただきたいと思います。みなさんの中には、日赤の活動は、税金で行われているのではないかと、国から大きな

補助金が出ているのではないかと誤解されている方も多いと思います。実は、日赤は、会員制度を採っており、個人及び法人の会員の方々が納められる年間2,000円以上の会費と一般からの寄付金により活動が支えられています。これらの資金を赤十字活動資金と呼んでいます。

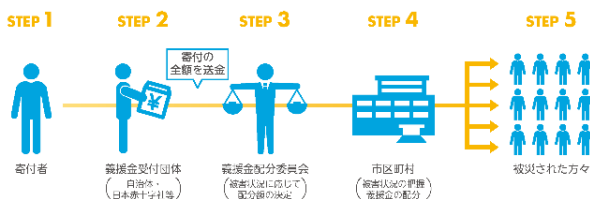
次に、国内で大きな災害があると多くの個人及び法人などから義援金が寄せられます。義援金は、災害の被災者にお見舞いや応援の気持ちを込めて贈られるもので、被災都道府県、被災市区町村毎に義援金配分委員会が設置され、被災者に被害の度合いに応じて義援金が配分される仕組みとなっています。日赤は、義援金受付団体として、義援金の受付を行い、事務手数料など徴収することなく、全額を被災都道府県配分委員会に送金します。日赤では、現在も東日本大震災の義援金の受付を行なっています。これまでに日赤が受け付けた義援金は、約324万件、3,422億円にのぼり、全額被災地の都道府県に送金されています。

活動資金と義援金 何が違うの？ 「救いたい」をカタチにする。ニーズに合った支援を届けるために

活動資金とは？ いのちと健康、尊厳を守るため、赤十字の活動を支援するお金。



義援金とは？ 被災された方々へ、お悔みや応援の気持ちを込めて贈るお金。



◆ みなさまのご支援により日本赤十字社が速やかにサービスで支援 ◆

被災された方に届くまで	すぐに届く	被災された方のニーズに対して即時に様々な支援を行います。災害時の緊急支援のみならず、災害に備えるための訓練や、復興支援等にも取り組みます。	1 速さ
現地での活動	使われる	医療救護やこころのケアなど、被災された方々への支援を行います。平時はAED講習や防災教育など様々な人道支援活動を行います。	2 使い道
公平な支援	最も救いの手を求めている方から支援	国籍・人種・宗教・思想などで差別せず、ニーズと緊急度の高い方から支援します。	3 公平さ

◆ 被災された方々へ公平に金銭で支援 ◆

被災された方に届くまで	時間がかかる	被災された方の数などの情報を正確に把握した後に配分されます。
現地での活動	使われない	義援金は被災された方の当面の生活を支えるために配分されるもので、日本赤十字社が行う緊急支援や復興事業には使われません。
被災された方に公平に配分	被災された方の被害状況に応じて公平に配分されます。	

▶ 海外救援金は、緊急時に日本赤十字社が受付を行い、国際赤十字を通じて海外で苦しむ方々を支援するお金です。
▶ 活動資金（海外救援金含む）へのご寄付に対しては、日本赤十字社と国からの表彰制度があります。
詳しくは、日本赤十字社【本社】もしくは各都道府県の支部にお問い合わせください。



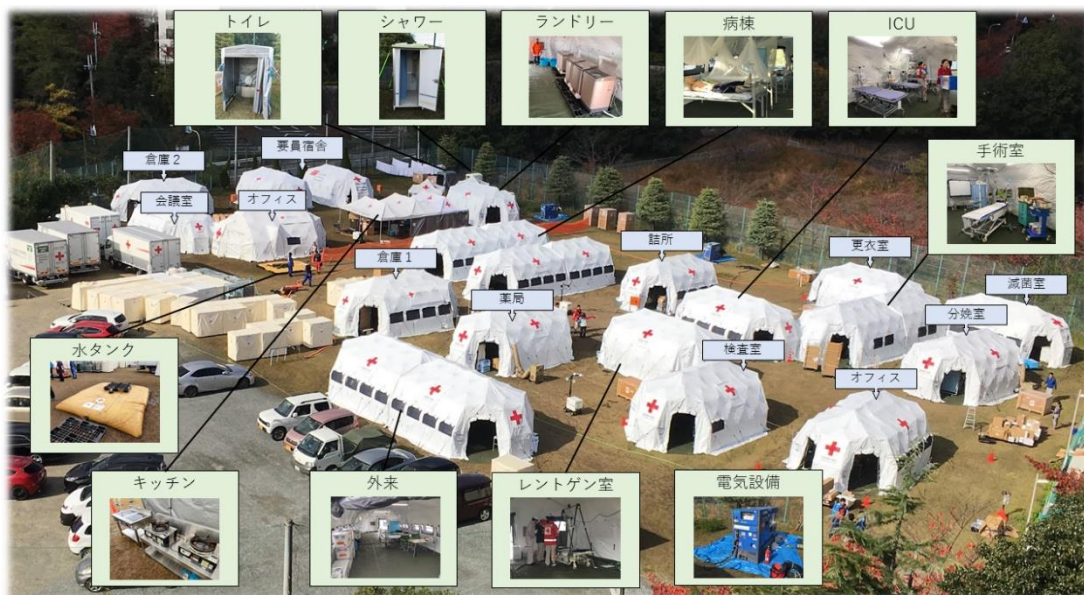
出所：日本赤十字社 ホームページ <http://www.jrc.or.jp/contribute/pdf/shikin.pdf>

さらに、国内外で大きな災害がありますと日赤の救援活動のために国内外の個人及び法人から寄付金が寄せられます。これらは、海外救援金と呼ばれ、日赤の救援活動、復興支援事業に使用されます。最近ですとバングラデシュ南部避難民や中東などの紛争犠牲者救援のために寄付金が寄せられ、日赤の当該救援活動のために使用されました。一方、東日本大震災のように日本が災害などで大きな被害を受けると、海外の赤十字社などから日赤が行う救援活動、復興支援事業のために寄付金が寄せられます。東日本大震災では、先にも述べましたように、100近い国の赤十字社、赤新月社とクウェート国などから日赤に対して約1,000億円の海外救援金をお寄せいただき、日赤の東日本大震災被災者救援活動、復興支援事業に使用されています。

最後に、現在日赤が国際赤十字のノウハウを活用して、国内外の大規模災害に備えて整備を進めているフィールドホスピタルについて紹介させていただきます。日赤は、これまで、フィールドクリニックを2基整備しており、最近では、ネパール地震やバングラデシュ南部避難民救援で出動させました。また、今回の熊本の豪雨災害の救援活動でもフィールドクリニックの一部の給水設備を使用しました。写真のフィールドホスピタルでは、手術と20人の患者の収容が可能になります。今後、フィールドホスピタルの運用訓練に、海外の赤十字社のスタッフにも参加してもらい、国内外の大規模災害時に協力して活動することとしています。

日興：大変勉強になりました。病院だけでなく、一般企業の職場でもコロナは身近になってきているため感染者やその家族に対してどのように対応すればいいのか、サポートガイドなどの心のケアも参考になります。

フィールドホスピタル



提供：日本赤十字社

堀 乙彦（ほり・おとひこ）氏

日本赤十字社 事業局長 1956年東京生まれ。

1980年明治学院大学経済学部卒業。

同年日本赤十字社入社。総務局組織推進部長、事業局国際部長、事業局副局長兼救護福祉部長を経て2019年から現職。

アフガニスタン、パレスチナ暫定自治区、旧ユーゴスラビア、北方四島、シベリア、中国、インドネシア、フィリピン等で救護活動に従事。

1996年国際開発高等教育機構（FASID）のスカラシップにより、オックスフォード大学クイーン・エリザベス校難民研究プログラム終了。

1993年、2019年モンゴル赤十字社特別功労章受章。

2004年フィリピン赤十字社青少年事業特別功労賞受章。

明治学院大学、上智大学、聖心女子大学とボランティア・パートナーシップを締結し、若者のボランティア活動推進に力を注ぐ。

インタビュー「コロナ禍における理事会等の決議の省略」のご紹介とポイント

【全国公益法人協会 特別顧問 渋谷 幸夫 氏】

「コロナ禍」において、公益・一般法人が理事会、社員総会、評議員会などの運営について、どう対応していくべきかが注目されました。決議の省略の手続きによって処理した法人が多かったようですが、問題が全くないわけではないそうです。そこで本日は渋谷先生に理事会を中心に決議の省略の手続きと留意点についてお伺いしました。インタビューのポイントは以下の通りです。

- ① 理事会の決議の省略は、3つの要件（定款の定めがあること、理事全員の書面等による同意の意思表示があること、監事が異議を述べないこと）が必要と規定されている。理事会の決議の省略の提案書では「何月何日までに」同意書を必着で送付するようにお願いすることが留意点である。理事全員の同意があった日をもって理事会の決議があったとみなされるためだ。
- ② 同意書で事業報告などの提案事項の場合は一括同意方式だが、理事や監事、評議員の候補者を決める時の場合は個別同意方式で、一件一件〇×をつけてもらう。代表理事の選定を理事会の決議の省略の方法で行う場合は、同日提案、同日決議か、停止条件付きのどちらを採用するか決め同意書を出してもらう。代表理事は登記が絡むので理事会の決議の省略の議事録がなければ登記ができないという問題がある。
- ③ 理事会の決議の省略を行った時、法律上、問題となることは、理事会が開催されたときのみ報告ができる代表理事等の職務の執行状況の報告ができないことだ。ただし、単に「報告をしなかった」のではなく、「コロナ禍」で「報告ができなかった」ので、「過料処分」の規定の対象となっていない。この場合は議事録に「今回は、・・・理事会の決議の省略により行ったことから、・・・報告は行うことができませんでした」と記載しておくことがよい。
- ④ 社員総会の決議の省略について要件は2つ（理事又は社員から社員総会の目的事項について提案があること、社員全員から同意があること）で、評議員総会の決議の省略についても要件は2つ（理事から評議員会の目的事項について提案があること、評議員全員から同意があること）で、いずれも定款に定めがあることは要件にない。それ以外は、理事会の決議の省略とほぼ同じである。

☆インタビュー

全国公益法人協会 特別顧問

渋谷 幸夫氏

『コロナ禍における理事会等の決議の省略』

日興：「コロナ禍」において、公益・一般法人が理事会、社員総会、評議員会などの運営について、どう対応していくべきかが注目されました。大地震などの自然災害時には政令が出されましたが、今回は内閣府のホームページで「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う公益法人等の運営に関するお知らせ」（令和2年5月18日）が公表されました。決議の省略の手続きによって処理した法人が多かったようですが、問題が全くないわけではないとお聞きました。そこで本日は渋谷先生に理事会を中心に決議の省略の手続きと留意点についてお伺いします。

まず、理事会の決議の省略は、一般法人法第96条で3つの要件が必要と規定されています。①定款の定めがあること、②理事全員の書面等による同意の意思表示があること、③監事が異議を述べないこと、となっていますが、留意すべき点をお伺いします。

**（理事会の決議の省略）**

第96条 理事会設置一般社団法人（一般財団法人）は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当議提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

渋谷：「定款の定めがあること」については、新しい法人制度への移行に際して、新たな定款に「定め」を規定しなかった法人がありました。そのため理事会の決議の省略ができないという問題が発生しました。そこで急遽、定款を変更し、理事会の決議の省略を可能にした法人がありました。不注意であったのかもしれませんが、法律上の必要要件で、しかも最重要要件ですので、やむをえません。現在は法人の99%が理事会の決議の省略することができるようになりました。

日興：「理事全員の書面等による同意の意思表示があること」について留意点をお伺いします。

渋谷：「書面等」とありますが、正確には「書面又は電磁的記録」となっています。多くの法人が書面で行っていますが、電磁的記録でも行います。提案する場合に口頭で行くと記録が残らないので、FAXも含めて書面で行うことが一般的です。

日興：最終要件に「監事が異議を述べないこと」とありますが、ごく当然のこのように思えます。

渋谷：ご存じの通り、監事は理事会での議決権はありませんが、理事会に出席する義務があります。そのため理事会の決議の省略には、監事が異議を述べないことが3つ目の要件になっています。「監事は理事会での議決権がないのに、異議を述べることができるのはなぜか」という疑問があります。社員総会や評議員会が社員や評議員が参加をすればよいのであれば、理事会は理事だけが参加すればよいという考えもありますが、法律は「監事が異議を述べないこと」を要件としています。ただ監事が異議を述べることは一般的にはないようです。

日興：理事会の決議の省略の提案書や理事の同意書の書式について留意点をお伺いします。

渋谷：提案書の留意点は「何月何日までに」同意書を必着で送付するようお願いしている点です。「理事全員の同意があった日をもって理事会の決議があったとみなす」という法律の構造になっていますので、統一するためにも「何月何日までに」という文言を入れるのが一般的なスタイルです。加えて提案事項は、同意を求める項目を漏れなく全て書いておきます。決算理事会の決議の省略を求める場合は、年間のトータルの内容になるので、通常全項目を入れます。その他の理事会の場合は、必要な項目のみを記載することで結構です。

日興：同意書には2種類の方式があるそうですね。

渋谷：はい、同意を求めるときには、一括同意方式と個別同意方式の2種類あります。事業報告などの提案事項の場合は一括同意方式で行いますが、理事や監事、評議員の候補者を決めるときには、個別同意方式により、どの候補者について賛成か反対かを表示しなければなりませんので、個別方式で、一件一件○×をつけてもらうのが一般的です。

日興：理事会の決議の省略が行われた場合の議事録について留意点をお伺いします。

渋谷：一般法人法施行規則第15条第4項第1号に、どのような内容を書くべきかが列記されています。その順に従うと、1番目が提案事項について決議があったとみなされる事項の内容です。

令和〇年〇月〇日

理事・監事各位

公益（一般）社団（財団）法人〇〇協会
代表理事（会長・理事長）〇〇〇〇

提案書

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第〇条の規定に基づき、理事会の決議事項につき、下記のとおり提案致します。

つきましては、下記「提案事項」について、別紙「同意書」（確認書）に署名又は記名押印の上、令和〇年〇月〇日（〇曜日）までに、当協会に必着すべくご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

提案事項

- 1 令和〇年度事業報告及び計算書類承認の件（関係資料は別添）
- 2 令和〇年度公益目的支出計画実施報告の承認の件（移行法人の場合。関係資料は別添）
- 3 定時社員総会（定時評議員会）の招集の決定の件
 - (1) 定時社員総会（定時評議員会）の決議の省略・報告の省略についての決定
定時社員総会（定時評議員会）の決議事項・報告事項につき、一般法人法第58条第1項、第59条（第194条第1項、第195条）の規定により、決議の省略・報告の省略の方法により行うこと。
 - (2) 定時社員総会（定時評議員会）への報告事項の報告省略
 - ① 令和〇年度事業報告
 - ② 令和〇年度公益目的支出計画実施報告の報告（移行法人の場合）
 - (3) 定時社員総会（定時評議員会）の決議事項の決議省略
 - ① 令和〇年度計算書類の承認について
 - ② 評議員、理事及び監事の選任の件（候補者の決定）について
評議員〇名、理事〇名、監事〇名の候補者名は別紙のとおりである。
 - ③ 定款の変更について
定款の変更理由、変更条項は別紙のとおりである。

以上

（注）公益（一般）財団法人の場合、「第96条」は「第197条において準用する第96条」とする。

2番目は、その事項を誰が提案したかです。この提案者は理事でなくてはなりません。3番目は、理事会の決議があったものとみなされた日、つまり提案書に「何月何日までに同意書を送ってください」と書くので、法律上は最後の理事からの同意があった日をもって理事会の決議があったとみなされます。全員の同意書が期日までに届かない場合は、電話などで催促します。理事が少ない法人はともかく、理事が多い法人の場合には全員から同意書をもらうことはなかなか難しいです。4番目は議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名です。規則には「1名」とは規定されていないので、複数名でも差し支えありません。社員総会や評議員会の決議の省略では「職務を行った者」と規定されていますが、理事会の決議の省略では「理事」と書かれています。このように理事会の決議の省略について議事録の作成に携わるのは理事に限定されており、通常は代表理事が議事録作成者になります。なぜなら理事会の議事録は最終的には代表理事がチェックすることになっているからです。ときどき専務理事や常務理事が議事録の作成に係る職務を行った者として書かれているケースもありますが、代表理事がふさわしいと思います。また、理事会の議事録の印鑑は認印でもよいですが、代表理事が議事録の作成に係る職務を行ったのであれば、法人代表印を押すのが妥当だと思います。

日興：代表理事等の選定を理事会の決議の省略の方法で行った場合の留意点をお伺いします。

渋谷：代表理事の任期は理事の任期（2年）の満了をもって終わるので、理事全員が任期満了になると、全員が再任された場合でも、改めて代表理事や業務執行理事の選定を行います。理事会が開催される場合は問題ありませんが、決議の省略の場合は2つ方法があります。一つ目は同日提案・同日同意で行う方法、二つ目は停止条件付きで行う方法です。どちらを採用するか各法人で決めて、同意書を出していただきます。最後の理事からの同意があった日をもって、代表理事等の選定が行われた日、理事会の決議があった日とみなされます。その点は理事会の通常の決議と同じです。監事や評議員の任期は一般に4年ですが、理事は2年ですので、比較的頻繁に訪れます。そのため「代表理事が変わらないならやらなくていい」という考えもありますが、法律上は選定手続きを行います。また、業務執行理事は登記は絡みませんが、代表理事は登記が絡むので、理事会の決議の省略の議事録がなければ登記ができない、という問題があります。このように理事会の決議の省略の問題は複雑で、社員総会や評議員会とは構造が違います。

日興：ここまで理事会の決議の省略について留意点をお伺いしました。続いて社員総会の開催と決議の省略について、理事会の決議の省略と異なる点や独自の留意点について伺えますでしょうか。

渋谷：社員総会の決議の省略について要件は2つあります。必要な要件は、①理事又は社員から社員総会の目的事項について提案があること、②社員全員から同意があること、で定款に記載があることは要件にはありません。ここが理事会の場合と異なる点です。

日興：その点が明確に違うところですね。

渋谷：はい、それ以外はほぼ同じです。定時社員総会では前年度の決算の承認や役員の変更や、定款の変更が絡む場合もありますので、議題が多くなります。社員総会を開催した場合、事業報告は報告するだけでいいですが、社員総会を開催しない場合、事業報告の報告がありません。しかし「事業報告の報告」を行わなくていいわけではありませんので、「計算書類の承認」と同様に、「事業報告の報告の省略」についても同意を求めなくてはなりません。社団法人からの相談案件には、「事業報告の報告の省略」が欠落した事例がしばしばありますので、留意が必要です。

また、会計監査人設置法人の場合は、計算書類の承認がありません。このため「計算書類の報告」と「事業報告の報告」の2つが省略されます。役員の変更や定款の変更がない場合は、報告事項の省略だけで済む法人もあります。定時社員総会には決算の承認以外にも提案事項があり、一般的には承認事項、同意事項、決議事項の3つがあると思います。定款の変更については、社員総会の特別決議事項ですので、ある場合は記載しなければなりません。

日興：「社員の同意書」でも、一括同意方式と個別同意方式がありますね。

渋谷：社員総会の決議事項は、一般的に個別同意方式です。総会を欠席する場合には、委任状や議決権行使書面を利用できます。社団法人の場合、新しい法人制度への移行に当たり内閣府がモデル定款を作ったときに、そのやり方について盛り込まれました。理事選任の場合、通常は議案に「理事○人選任の件」とありますので、一人一人の候補者が議案になります。社員総会の決議の省略で、役員を選任が絡むときには、個別方式を採用して一人一人に「○」か「×」をつけてもらいます。たとえば10人いる理事の中で「あの人は反対だ」というケースであれば、一括同意方式で「×」をつけると10人全員が同意されないこととなります。個別方式では、一人に「×」がついていても、他の人に「×」がついていなければ、「×」が付いた人以外は選任されます。これは評議員会でも同様です。

日興：社員総会の議事録では、議事録の作成に係わる者の氏名として代表理事が書かれていますが、ここは事務局長でも構わないと伺いました。

渋谷：社員総会の決議の省略の議事録の作成者は、規則には「議事録の作成に係る職務を行った者」と書かれており、「理事」とは書かれていません。極論すれば誰でもよいこととなりますが、理事会の場合と同様に、代表理事がいるので代表理事が作成者となるのが一般的です。事務局長でも、違反にはなりませんが、一般的ではありません。

日興：新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、経済産業省と法務省から「株主総会運営に係るQ & A」（令和2年4月2日）が公表され、新聞にも掲載されました。

※令和2年4月28日、お問い合わせを踏まえ、Q2回答の第3パラグラフを追加する修正を行いました。

令和2年4月2日
経済産業省
法務省
(令和2年4月14日更新)
(令和2年4月28日最終更新)

株主総会運営に係るQ & A

Q1. 株主総会の招集通知等において、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために株主に来場を控えるよう呼びかけることは可能ですか。

(A) 可能です。

会場を設定しつつ、感染拡大防止策の一環として、株主に来場を控えるよう呼びかけることは、株主の健康に配慮した措置と考えます。

なお、その際には、併せて書面や電磁的方法による事前の議決権行使の方法を案内することが望ましいと考えます。

Q2. 会場に入場できる株主の人数を制限することや会場に株主が出席していない状態で株主総会を開催することは可能ですか。

(A) 可能です。

Q1のように株主に来場を控えるよう呼びかけることに加えて、新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、やむを得ないと判断される場合には、合理的な範囲内において、自社会議室を活用するなど、例年より会場の規模を縮小することや、会場に入場できる株主の人数を制限することも、可能と考えます。

現下の状況においては、その結果として、設定した会場に株主が出席していなくても、株主総会を開催することは可能と考えます。この場合、書面や電磁的方法による事前の議決権行使を認めることなどにより、決議の成立に必要な要件を満たすことができます。

なお、株主等の健康を守り、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために株主の来場なく開催することがやむを得ないと判断した場合には、その旨を招集通知や自社サイト等において記載し、株主に対して理解を求めることが考えられます。

Q 3. Q 2に関連し、株主総会への出席について事前登録制を採用し、事前登録者を優先的に入場させることは可能ですか。

(A) 可能です。

Q 2の場合における会場の規模の縮小や、入場できる株主の人数の制限に当たり、株主総会に出席を希望する者に事前登録を依頼し、事前登録をした株主を優先的に入場させる等の措置をとることも、可能と考えます。

なお、事前登録を依頼するに当たっては、全ての株主に平等に登録の機会を提供するとともに、登録方法について十分に周知し、株主総会に出席する機会を株主から不公正に奪うものとならないよう配慮すべきと考えます。

Q 4. 発熱や咳などの症状を有する株主に対し、入場を断ることや退場を命じることは可能ですか。

(A) 可能です。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、ウイルスの罹患が疑われる株主の入場を制限することや退場を命じることも、可能と考えます。

Q 5. 新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、株主総会の時間を短縮すること等は可能ですか。

(A) 可能です。

新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、やむを得ないと判断される場合には、株主総会の運営等に際し合理的な措置を講じることも、可能と考えます。

具体的には、株主が会場に滞在する時間を短縮するため、例年に比べて議事の時間を短くすることや、株主総会後の交流会等を中止すること等が考えられます。

渋谷：今回のような「コロナ禍」や大きな自然災害があったときは、社員総会・理事会・評議員会については開催が極めて困難になります。そんな場合にどうするかは以前から問題になっていました。地震などは地域が限定されますが、今回の「コロナ禍」は全世界の事象で共通の問題として発生しています。3月には予算理事会、5月には決算理事会、社員総会・評議員会と、どの法人も同じ時期に行います。ところが、法人のなかには、2月や3月に行う翌年度の事業計画や収支予算の承認について、一般的には理事会の承認でよいところを、「理事会の決議を経て社員総会または評議員会の承認を受けなければならない」と定款に記載している法人があります。本来は事業計画や収支予算は理事会だけの承認でよいのですが、評議員会や社員総会の承認事項にしているわけです。このため3月の「令和2年度事業計画や収支予算」を承認する際に、理事会以外に臨時の社員総会、評議員会を開催した法人もありました。3月はさほど問題になりませんでした。3月はさほど問題になりませんが、年度が替わって4～5月には非常事態宣言下では開催できません。解除された後も新規感染者が再び増加する中では、6月に開催される定時社員総会、定時評議員会を開けない事態になりました。そこで、決議の省略の方法を採用することについては問題ないという方針が公表されたのです。Web方式やテレビ会議方式も可能になりましたが、双方に設備がないとできません。公益・一般法人には財力が十分でない法人が多いので、Web方式やテレビ会議方式を実施しようにもできない法人が多くあります。そこで、4月2日に法務省と経済産業省がホームページ上に連名で、株主総会運営の方針について、注意事項をQ & A方式で公表しました。4～5月頃は、新型コロナウイルスの感染拡大に対する脅威が極めて高まった時期で、「社員総会や評議員会には出席したくない」という声が広がりました。決議の省略で行うには、財団法人の評議員は一般的にさほど多くないため可能ですが、社団法人の場合は社員が多く、社員全員の同意書を集めることが事実上困難という致命的な問題が生じます。そこで、「一般社団・財団法人もこれに準ずる」という考えで、社員総会・評議員会の決議の省略も株主総会の運営の例に準じたのです。

日興：社員の出席を少なくした形で行う総会は「ミニ型社員総会」だそうですね。

渋谷：いわゆるミニ総会です。社団法人で社員が多いところでは決議の省略が事実上できず、その場合法務省のホームページに掲載されているようなやり方に準じて、出席する社員を限定して開催する方法です。社員に出席を極力避けてもらい、委任状や議決権行使書面に代えて社員総会に参加してほしい、という要請を行いました。ほとんどの社員がこれに従って協力していましたが、一部には、どうしても出席したいという社員もいます。社員には社員総会に出席する権利があるので、その権利をなく奪することはできません。そのため今回の社員総会の招集通知では「協力をお願いする」という形式で通知されました。ただし、7月中旬時点でも社員総会が終わっていない法人もありました。財団法人の評議員会とは異なる社員総会の難しさがあります。

令和2年5月18日

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う公益法人等の運営に関するお知らせ

※このお知らせは、移行法人も対象にしています。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、法人運営にご心配が及ばないよう、また、意欲ある法人が各種の支援事業に迅速にお取り組みいただけるよう、主要な点について行政庁としての考え方をお示しします。いつでもお気軽にご相談ください。

I 社員総会・評議員会・理事会の開催

今般の新型コロナウイルス感染症に伴う影響のように、やむをえない事由により、当初予定していた時期に開催できない場合、その状況が解消された後合理的な期間内に開催していただければ、行政庁としては、その状況を斟酌して対応いたします。なお、これらの会議は以下の方法によっても開催できますので、ご検討ください。

1. 社員総会

1) 議決権の代理行使（一般法人法第50条）

代理人による議決権の行使です。社員又は代理人は、代理権を証明する書面を法人に提出してください。

2) 書面・電磁的方法による議決権の行使（同法第38・39・41・42・51・52条）

議案への賛否を記載した議決権行使書面を郵送や電子メールなどで提出してもらうことによって決議する方法です。社員総会を招集する際、この方法で議決権を行使することができる旨を定めておくことが必要です。

3) Web会議、テレビ会議、電話会議など

出席者が一堂に会するのと同等に、相互に十分議論できる環境を整えてください。

4) 決議の省略（同法第58条）

社員の全員が郵送や電子メールなどにより議案への同意の意思表示をしたときに、その議案について社員総会の決議があったものとみなす方法で、いわゆる「持ち回り決議」です。

2. 評議員会

1) Web会議、テレビ会議、電話会議など

出席者が一堂に会するのと同等に、相互に十分議論できる環境を整えてください。

2) 決議の省略（一般法人法第194条）

上記1.4)をご参照ください。定款の定めの有無にかかわらず可能です。

3. 理事会

1) Web会議、テレビ会議、電話会議など

出席者が一堂に会するのと同等に、相互に十分議論できる環境を整えてください。

2) 決議の省略（一般法人法第96条）

上記1.4)をご参照ください。定款の定めが必要です。

II 行政庁への書類の提出

今般の新型コロナウイルス感染症に伴う影響のように、やむをえない事由により、事業計画書、収支予算書、財産目録、計算書類、事業報告などの書類の行政庁への提出が遅れる場合は、行政庁としては、その状況を斟酌して対応いたします。

III 収支相償

今般の事態のため事業を中止・延期して予定どおり支出できず、単年度で収入が費用を上回っても、行政庁としては、その状況を斟酌して対応いたします。

もとより「収支相償」とは、単年度の収支が必ず均衡するよう杓子定規に求めるものではなく、翌年度以降の計画的な解消などによって中長期的に収支が均衡すれば、これを満たすものとして運用しています。

IV 新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業を開始する場合

既存の公益目的事業における受益の対象や規模が拡大するに止まるなど、事業の公益性についての判断が明らかに変わらない場合は、事後の変更届出で済みます。

また、既存の公益目的事業の範囲を超える場合には変更認定申請が必要ですが、事業開始後の合理的な期間内に提出いただければ、行政庁としては、今般の状況を斟酌して対応いたします。

日興：次に財団法人の評議員会の決議の省略について、理事会の決議の省略と比べて異なる点や留意すべき点についてお伺いします。

渋谷：評議員会の決議の省略は、一般法人法第194条第1項に規定されています。決議の省略の要件は社員総会と同じく2つあり、①理事から評議員会の目的事項について提案があること、②その提案に対する評議員全員から同意があることです。このように評議員会の決議の省略と、社員総会の決議の省略は要件が同じです。留意すべき点は、社員総会の社員数は多いですが、評議員会の評議員の数はさほど多くない点です。社員数が多い社団法人には個性的な社員も多いますが、評議員は全体の数が少ないので、スムーズに運営されることが多くなります。これまでのところ決議の省略で揉めたという事例は、社団法人の社員総会の場合にはありますが、財団法人の評議員会で聞いたことはありません。一方、社員総会の中には一度で決まらずに何度も行われるケースがあります。特に役員改選について揉めるケースが多いようです。他方、財団法人の場合は理事や監事の選任について評議員の中に同意しないという事例はほとんど聞いたことがありません。人数の違いが運営上大きな意味を持つことが、今回の決議の省略で浮き彫りになりました。

日興：評議員会の開催の省略を提案する場合も①「何月何日までに」同意書を送付するよう期限を記載しておくこと、②同意書の書式に一括同意方式と個別同意方式があること、③評議員会の決議の省略及び事業報告の報告の省略が行われた場合の議事録、の3点は理事会と同じですね。

では、代表理事等の職務の執行状況の報告と理事会の決議の省略で留意点についてお伺いします。

渋谷：理事会の決議の省略を行った時、法律上、問題となることは、代表理事等の職務の執行状況の報告ができないことです。一般法人法第91条第2項では、代表理事や代表理事以外の業務執行理事は、理事会が開催されたとき、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければなりません。原則として3ヵ月に1回以上、定款に定めれば4ヵ月を超える間隔で年2回以上報告する必要があります。代表理事等の職務の執行状況の報告を定款に年2回以上と書いてある場合、多くの法人は5～6月に開かれる決算理事会と2～3月に開かれる予算理事会で報告をすることで、2回をクリアすると考えています。しかし今回のように、5～6月に開催される予定の決算理事会を決議の省略で行うと、理事会が開催されないため、理事会が開催されたときのみ報告ができる代表理事等の職務の執行状況を報告ができないわけです。これが今回の新型コロナウイルス発生に伴う、決算理事会の決議の省略が行われた場合の最大の問題点です。

日興：そのようなときはどうすればよいのでしょうか。

渋谷：法律で「報告をしなければならない」と規定されているにもかかわらず、理事会を開かないため必然的に職務の執行状況の報告ができない事態になると、報告できなかったことに対して何も責任がないのかという問題になります。この場合法律上の責任はあります。理事は、社団では第64条、財団では第172条第1項に「法人との関係は委任関係にある」と規定されています。したがって「報告ができなかった」ことは「善管注意義務違反ではないか」、あるいは「忠実義務（一般法人法第83条）の違反ではないか」ということになります。ところが、一般法人法第342条の「過料に処すべき行為」には一般法人法に違反した理事・監事等の「過料処分」が列記されていますが、その中に「職務の執行状況の報告ができなかった、しなかった場合」については書かれていません。これは法律上の作り方の問題になります。今回の場合は、単に「報告をしなかった」のではなく「報告ができなかった」わけです。第342条の「過料処分」の規定には該当しないものの、「法人と理事とは委任関係にある」、あるいは「理事には忠実義務がある」ため2つの責任は法律上あります。損害賠償の問題などは発生しませんが、義務はあります。そこで今回の場合は、議事録にたとえば「今回は新型コロナウイルスの感染拡大防止の一環として、一般法人法第96条の規定により、理事会の決議の省略の方法により行ったことから、代表理事等の職務の執行状況の報告は行うことができませんでした」と記載しておくことがよいと思います。

今は年度の途中ですから、5～6月の決算理事会を開催できなかったとしても、来年2～3月に予算理事会を開催できるかもしれません。それなら今年の10～11月に理事会を開催できれば、そこで本来5～6月の決算理事会で行うべきだった代表理事等の職務の執行状況の報告をすることで、翌年2～3月の予算理事会と合わせて年2回以上という回数をクリアできます。

本来は、一般法人法第91条第2項にある代表理事等の職務の執行状況の報告の趣旨は、代表理事や代表理事以外の業務執行理事の職務の報告を理事会が受け、理事会から委任された業務執行を適正に行っていることを理事会が確認するという意味があります。そのため、直接理事会で報告する、という方式をとっており、報告の省略を認めていません。理事会の決議の省略が認められていることとの根本的な違いです。

日興：最後の質問になりますが、今回の新型コロナウイルスの感染拡大防止の一環として、決算監査の実施について、例年通りの方法で行うことができなかった法人も多かったと思われるが、その場合の留意点についてお伺いできますでしょうか。

渋谷：一般法人法第99条第1項は「監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない」と規定しています。監事監査の法律上の仕組みは、監事は理事と違って一人一人が独立した機関であり、相互に干渉されることなく、それぞれの監事が個人の意思決定に基づいて職務を執行し、監査意見を表明することが原則となっています。通常は監事が複数いれば、同じ日の同じ場所に監事が集まって、事務局立会いの下で監査を行います。そこで特に異論がなければ、複数の監事が連名で監査

報告書を作成することが一般的な方法です。

ところが、監事監査の多くは5月10日前後に行われるため、今年は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、会社から外出自粛を要請されている監事が多く、監査を自宅で行い、法人事務局に出向かないケースが多くありました。これは異例中の異例なため、「その方法で良いのか」ということになります。一人一人が別々に自宅で監査を行うと「A監事は問題あり」とし「B監事、C監事は問題がなかった」ということが起こります。今回の場合は、A監事が単独で監査報告書を出し、Bさん、Cさんも単独で出す、という形でも構わないのです。ただし実際には法人事務局の職員が自宅に行って説明したり、電話で済むなら電話で質問について回答するなど、いろいろな方法で監査を行ったと思います。

日興：同じ日、同じ場所でなくても、在宅監査でも構わないわけですね。

渋谷：これまで在宅監査はほとんどありませんでしたが、今回は自宅で監査をやった監事がかなり多くいました。その際に、事務局の方が監事の自宅に帳簿などを持って行き、見てもらったという法人もありました。ただ収支決算では、法人の事業区分を拡大したり縮小したりした年度でない限り、さほど数字は変わりません。ある年に異例なものがあれば、通常は事務局の方から監事の方に説明します。したがって在宅監査でも、例年と内容的にはほとんど変わらないでしょう。一人一人が独立した機関なので、監査報告もそれぞれ出して構いませんが、今回のような場合、同じ内容で特に問題がなければ、いつものように連名の監査報告でよいと思います。

なお、監査報告書への監事の署名または記名押印について、しばしば質問を受けますが、一般的に監事が署名して押印するものの、「監査報告に署名押印せよ」という規定はありません。慣例として、署名押印、記名押印をしていますが、署名の有無は監査に対する軽重には影響はありません。署名しなくてもいいですが、署名しないと誰が監査をしたか分かりませんので、監査報告の真実性、監査の信頼性の確保といった観点から、署名押印・記名押印をしています。それは株式会社の監査役監査報告とスタイルは全く同じです。

日興：本日はありがとうございました。

渋谷 幸夫（しぶや・ゆきお）氏

昭和30年東京都立大学人文学部卒業。神奈川県出納局指導課長、福祉部参事（社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団に総務局長として出向）、企業庁総務室長、出納局長を歴任。平成元年財団法人神奈川県企業庁サービス協会理事長に就任（平成7年まで）。平成7年株式会社ケイネット常勤監査役（平成12年まで）。平成11年神奈川県旧津久井町代表監査委員（平成18年まで）。現在、全国公益法人協会特別顧問、（公財）相模原市まち・みどり公社評議員、（公財）全国里親会第三者委員、（公社）非営利法人研究学会会員。著作のほか公益法人に関する論文等多数。

NOTE



インタビュー「日米の寄附税制と動向」のご紹介とポイント

【鎌倉女子大学学術研究所 准教授 福井 文威 氏】

近年、公共的な役割を担う活動を支える寄附という財源への関心が高まり、寄附税制の整備が進められています。特に、米国の大学は年間の寄附収入が大きく、政策担当者や大学関係者からも注目されてきました。そこで、鎌倉女子大学准教授で、昨年、フルブライト研究員として米コロンビア大学にて高等教育政策について研究をされていた福井先生に、「日米の寄附税制と動向」と題してインタビューさせていただきました。インタビューのポイントは以下の通りです。

- ① 日米の寄附税制を比較すると、日米の立場の方向性の違いが制度設計に出ている。すなわち米国では大口の寄附を促進しようとしているのに対して、日本では小口の寄附を広げようとしている。たとえば米国では控除の5年繰り越しができるが日本ではできない。また米国ではキャピタルゲイン課税の免除に加えて、現在価値での所得税からの控除が認められるが、日本では認められていない。米国では大口の寄附が促進され日本では抑制される構造にある一方で、日本では税額控除が認められている。
- ② 米国の大学の寄附募集は、しばしばアメリカンフットボールに例えられ、学長がクォーターバックのようなゲームのプレーヤーの中心的な役割をし、チーフ・デベロップメント・オフィサー（寄附募集の責任者）がコーチ的な役割で全体的な寄附募集の戦略を立てる。また、理事や有力な協力者などがオフensiブラインで構えて寄附者にアプローチし、ファンドレイジング・スタッフがランニングバックとして寄附の勧誘を行う。米国では、1980年代以降に寄附募集を担うデベロップメント・オフィスが急激に拡大してきた。
- ③ 米国の寄附社会の背後には大きな格差社会があり、税の公平性の観点から見れば議論の余地のある高所得者層に対する優遇税制の下、公共的な活動に対して国民が積極的に支援をするという暗黙の社会合意を前提としている。長い歴史の中で蓄積された米国の寄附文化の一部を日本の税制等に取り入れても限界や弊害が出よう。日本のクラウドファンディングの動きや、震災後の支援など、日本独自の寄附意識に関するデータを蓄積して、それに合った形で考えていかなければいけない。中国の大学でも寄附が集まることが国際的に有力な大学の証になるとの考えから寄附に強い関心が集まっており、そうした国際的な情勢を見据えながら、寄附意識に関する日本的特質性に関する知見を蓄積していかなければいけない。

☆インタビュー

鎌倉女子大学学術研究所 准教授

福井 文威氏

『日米の寄附税制と動向』

日興：まずは寄附税制の話から伺えますでしょうか。

福井：日米の寄附税制を比較する際に、どちらが進んでいるかという単純化した議論がよくなされるのですが、背後にある制度設計の方向性を理解しておいた方がよいと考えています。大口寄附者を支える米国の寄附税制と、草の根的な小口の寄附を税制優遇で支える日本の立場の方向性の違いが出ています。例えば連邦所得税の場合、米国では定額控除という枠組みと項目別控除という枠組みがあります。定額控除とは世帯構成などにに基づき一定額を総所得から控除する枠組みで、定額控除を選択すると寄附をいくらしても控除額には関係しません。寄附控除はもう一つの項目別控除の中に入っていて、寄附者全員が寄附控除を受けているわけではないのです。ということは、小口で寄附をしても税制上のメリットはあまりないということになります。他方、日本では、小口寄附を税制的に支える方向性が近年強く出ています。その一つが税額控除です。通常、所得税は、総所得から所得調整等で控除され、個々に所得控除項目が引かれて課税所得が決まり、その後に税額控除され算定されます。米国の連邦所得税ではまず所得控除で寄附が控除されますが、日本では税額控除が認められ、寄附額がそのまま最終的に決まった税額から引かれる点が大きいです。この点を見て「日本の方が進んでいる」と議論する人もいますが、所得控除でも税額控除でも、繰り越しが出来ないことから（米国では5年繰り越し可）、税額控除が認められても限度額を超えると控除されないため、大口の寄附が制限されてしまうことになります。

もう一つ重要なのが、米国では株式関係の寄附が非常に大きいので、評価性資産に対する寄附税制が異なるということです。キャピタルゲイン課税の免除に加え、現在価値での所得控除が認められることが大きいです。これは特に株価が大きく上昇したときに寄附への誘因が働く制度です。このように資産形態に対する寄附税制の違いは大きいと感じています。また、所得の分布が日本と異



なっており、厚い高所得者層が高所得者でいられるような仕組みが寄附税制に限らず色々な税制に見られます。相続税関係では、基礎控除が非常に大きいということがあります。また、ステップアップという制度もあります。例えば、被相続人が1万ドルで取得し、現在10万ドルとなった株式を相続した時、9万ドルがキャピタルゲインとなりますが、米国では取得価格が相続した時点の価格に修正（ステップアップ）されるのです。つまり、10万ドルで引き継いだことになるので、売却しても税金が殆どかかりません。

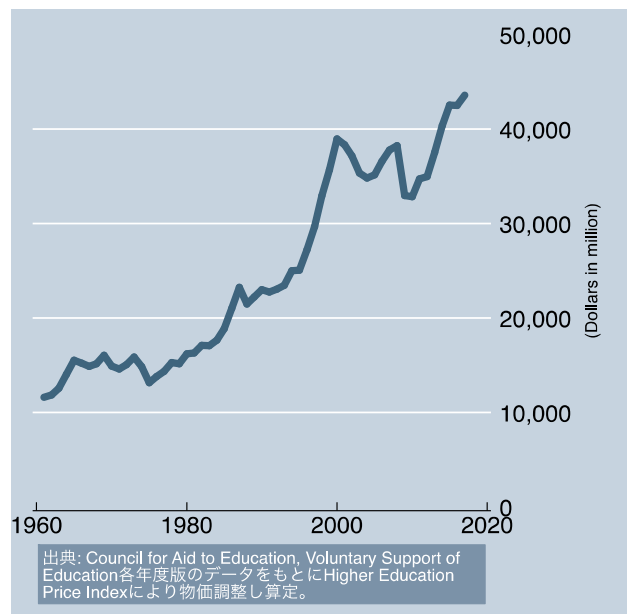
日興：日本でも取得費加算の特例はあるものの、相続税がかかるのは10万ドルに対してなので、さらに売却すると取得価額が1万ドルで譲渡益にまで課税されては割に合いませんよね。

福井：寄附も同様に、1万ドルで取得して10万ドルに上がった株式を寄附すると、米国では、その9万ドルのキャピタルゲイン課税がなくなり、かつ10万ドルが所得控除で引かれる、という高所得者層にとって手厚い税制があり、厚みのある高所得者層に寄附を促す、という形なので前提が異なります。もう一つは金融資産の保有構造が異なります。現金預金の比率が日本は5割以上に対し、米国では1割強です。そのため、米国並みの寄附を集めるというのはかなり難しいと思います。日本でも一部の私立大学は株式の寄附を受け取ってきたのですが、国立大学は株式の保有がかなり制限されていたところがあります。ただ、平成30年度の税制改正や骨太の方針でも株式等の評価性資産の寄附はもっと推進していくべきだ、と言われているので、国立大学でも徐々に進みはじめている、ということは聞いています。

日興：米国での最近の新しい動きがあれば伺えますでしょうか。

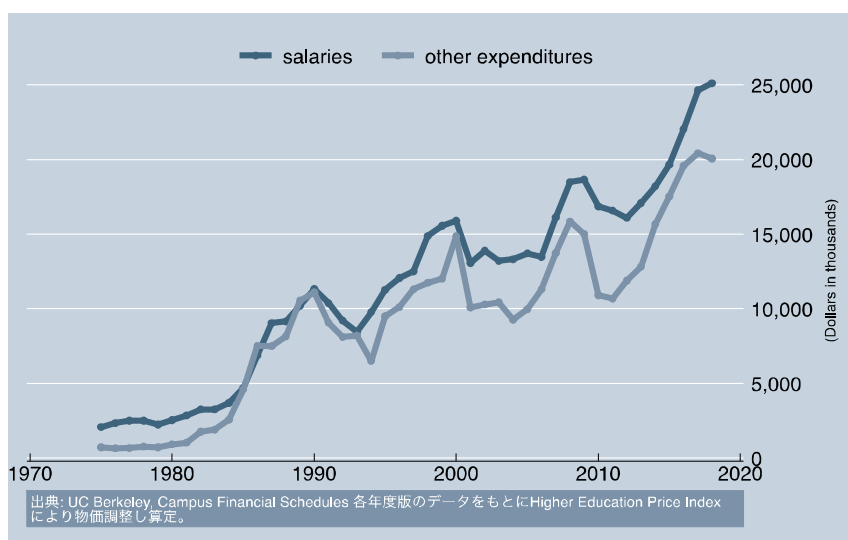
福井：まず、高等教育機関への寄附の推移をご覧くださいと、1980年頃から株価と連動して拡大してきている傾向が見えると思います。これが米国独特の寄附の構造を端的に表していて、他方、日本の寄附の推移と株価の関係には相関はありません。米国では単純に好景気の効果だけでなく、制度的な前提としてキャピタルゲインが増えたときに寄附すれば税制上優遇されるため、株式のまま寄附した方が、メリットがあります。税制と経済要因の組み合わせがとても大きいです。ただし、これは金融市場が縮小した時には、脆弱なシステムとも言えます。

高等教育機関に対する寄附総額の推移（1961-2017）



寄附者の内訳で見ると卒業生が多いですが、財団からの寄附が最近伸びています。実業界の成功者の方がファミリー財団を設立することが増えていますが、ファミリー財団は個人の性格が強いです。個人系の寄附が増えてきたということは、株式との関係が大きいと思います。もちろん同時に米国の大学自体が寄附募集にかなり積極的になったということもあります。特に州立大学については1969年頃に全体に占める州立大学の寄附が15%程度でしたが、今では50%程度に上昇していて、やはり寄附募集に積極的に投資をしていったという背景があると思います。例えば、カリフォルニア大学バークレー校の寄附募集に係るコストの増加度合いを財務諸表で見ると、寄附収入の伸び率よりも寄附募集に係るコストの伸び率の方が大きく、1980年頃から急に伸ばしています。キャンペーンがある時に、一時的に寄附募集に関わるコストが伸びて、キャンペーンがない時は平準化しており、ある程度お金をかけないと寄附が集まらない傾向が強いです。他の管理部門との人件費の比較でも、デベロップメント部門のコストが増大しており、人員も80年代から2010年代にかけて増加しています。

カリフォルニア大学バークレー校 寄附募集コストの推移（人件費と人件費以外の支出）



歴史的には、米国でいうデベロップメント・オフィスやアドバンスメント・オフィスは、単純に寄附募集に携わるファンドレイザーだけがいる部署ではなく、卒業生との長期的な関係性を構築することに責任を負う部署や、パブリック・リレーションとして大学がやっていることを社会に発信していくという広報的側面を含んだ部署全体のことを指す場合が多く、日本のいわゆる寄附募集部門というイメージとは違うことを認識しておいた方がよいと思います。米国では8万人超がアドバンスメント関係に従事していると言われています。ただ、現在は、寄附募集に関するところが大きくなってきているようです。カリフォルニア大学バークレー校では、大口寄附の専門部隊、キャンペーン部隊、年間の小口寄附を含めたアニュアル・ファンドの部隊、データベースを管理する部隊、マーケティング部隊等、幅広いです。有力な私立大学だと100人は超えていると思われます。州立の博士研究型大学の場合は中央値が70人ぐらいだと思います。

日興：たくさんの方がいて、さまざまな部署が協力して成り立っているんですね。

福井：大学は大きな組織なので、デベロップメント部門を中央集権的にやるのか、部門ごとに分散してやるのかは議論があります。最近ハイブリッド型とも言えるような、中央集権的ではあるものの、その中の人たちを各部門から出すという形もあります。重要なことは、寄附募集部門は寄附者から見たらひとつなので、色々な寄附募集部隊が競争しはじめると寄附者にとってもよくないという話は聞きます。ファンドレイザー同士の競争になると難しいことが起きると聞いています。人材の引き抜きもあり、この時期に寄附募集の責任者の給料も相当上がってきました。寄附募集のコストは1ドル集めるのに約15セントが一つの目安のようです。若い世代への寄附募集はあまり採算が合いませんが、寄附募集は長期的な関係性構築の話なので、単純に短期的なコストパフォーマンスだけで判断しないということも重要な視点です。

学長の職務としてのファンドレイジングも1980年代以降に大きくなってきています。学長が週にどの程度の時間を職務としてファンドレイジングにあてているか見ると、通常時でもだいたい20%、キャンペーン時には40~50%程度と言われています。学長がファンドレイジングでフォーカスすべきとよく言われることが、大口寄附者との関係性です。寄附募集は集めた寄附金で何をするかが重要なので、メッセージや戦略プランなどをしっかりつくること、管理上、学長のリーダーシップとして重要になってきます。

米国の学長と寄附募集の歴史を研究したある論文¹では、寄附募集をアメリカンフットボールに例えており、学長がゲームのプレーヤーの中心的存在であるクォーターバック的な役割をして、チーフ・デベロップメント・オフィサー（寄附募集の責任者）がコーチ的な役割で全体的な寄附募集の戦略を立てる。そして、理事や有力な協力者などがオフラインで構えて寄附者にアプローチし、ファンドレイジング・スタッフがランニングバックとして寄附の勧誘を行う、といったイメージで米国の寄附募集は発展してきたと書かれています。

日興：学長がメンバーとして、しかもクォーターバックという中心的なメンバーに入っているんですね。それは点を稼がないといけませんね。

福井：日本の大学がデベロップメント・オフィスのスタッフを100人持つというのは今の状況では考えにくいことだと思いますし、いくつか国立大学を見ても、寄附募集にかかるコストをどこから出しているか、という点は大学によって違うようなところがあります。特に国立大学の場合、運営費交付金が減少している中では難しい状況です。集めた寄附で基金を作って一部を寄附募集の投資に回しているか、という議論は当然あると思いますが、そこを認めている大学は寄附募集スタッフが徐々に増えてきているようです。また、卒業生を寄附募集のキャンペーン委員会に入れているかどうかで卒業生とのコネクションが大きく違ってくる、という話は聞きます。

米国では、大学で集める寄附額の80%は、寄附者の20%から出ているとよく言われていました。それが最近では寄附額の98%が寄附者の2%から出ている、という方向に一段と振れているようです。小口より大口、という傾向が強くなっているようです。キャンペーンを行うにあたって、「キャンペーンを始めます」といっていきなり公開するのではなく、「サイレント・フェーズ」といって、一般公開前に大口寄附者関係に当たっているようです。そこで目標額の約1/3は確保しておいて、オープンにする目標金額を決めたりしています。

日興：米国のキャンペーン期間は長いのでしょうか。1年間のうち何ヵ月ではないのでしょうか。

福井：米国も数千大学あるので様々だと思いますが、キャンペーンといったときは単年というよりは5年程度が一般的です。単年では、アニュアル・ファンドといって恒常的な寄附を集める別プログラムがあり、いざキャンペーンという5年程度だと思います。

日興：日本では周年行事に合わせて集めることが多いようですが。

福井：重要なことは周年行事のようなキャンペーンと恒常的な寄附プログラムの組み合わせで、キャンペーンである程度寄附者が増えると、そのうちの数%がアニュアル・ファンドの恒常的な寄附に関わってくると聞きました。リテンション・レートといって、寄附者が継続的に寄附してくれるかが大事とも言われています。最近では大口寄附関係だと、ドナー・アドバイザー・ファンド(DAF)というプログラムが寄附者にとって使い勝手がよいらしいです。結局寄附者も大口の寄附をするときに寄附先の選定に関わる情報収集や事務処理などをお任せするわけです。預けた段階で先に税制の免除が受けられます。

大口寄附者のほとんどは、分割して現金ではなく株式で寄附するようですが、寄附が効果的に使われるかどうかは課題となっています。例えば、2010年にマーク・ザッカーバーグ氏がニュージャージー州の教育関係に巨額の寄附をしましたが、結局その寄附がうまく使われなかったことがありました。富裕者層の人が寄附をする際、どうすれば効率的にできるのか、というニーズがあるため、コンサルティング会社や民間企業が助言することが多いようです。

最近のトレンドでは、卒業生の寄附率が1980年代後半頃だと卒業生全体の18%程度であったのが、今では7~8%まで低下しているそうです。「卒業生の捕捉率の上昇」「ファミリー財団の増加」「1960年代の学生運動を経験した層が高齢者になっている」などが理由と言われています。それに加えて「高等教育に対する疑念の高まり」が米国ではニュースになっています。キュリーサーチセンターが2010年頃から世論調査で、「大学が社会に対してポジティブな影響を与えていますか？」という質問をしていて、民主党系支持者はずっと「ポジティブ」が高いですが、共和党系支持者では2017年に「ネガティブ」が「ポジティブ」を上回ったことがあります。その理由の一つは共和党系支持者にとって大学がリベラル過ぎるからという話だそうで、伝統的に寄附していた層が寄附しなくなったこ

とがあるかもしれません。

日興：政治的な分断が寄附にも影響しているんですね。ただ、全体の金額としては伸びているわけですね。

福井：大口から集めて寄附全体の額は増加していますが、寄附率は落ちてきています。裾野が広がっているとは言い難いですね。したがって寄附のネガティブな面を日本でも考えていかなければいけないと思います。もともと米国では多様な個人が「公共的に価値があるものは何か」と判断し、寄附によって多様な社会形成が構成されるという前提に立ってきました。それを「政府も税制でサポートしてほしい」と言われていた時代があったということです。ただ、今の米国では寄附が一部の人たちのお金のパワーで左右されていて、果たして民主的で多様性のある社会にプラスに働いているのか、という疑念が出ていていると思います。ある州立大学では、有名企業からカレッジスポーツに巨額の寄附を受けていたため、大学のバスケットボールチームでスキャンダルがあったときに、その企業への配慮から大学側がその事件をもみ消そうとした疑惑が報道されたことがありました。政治色の強い団体が大学を支援していることに対して、学生側や他の学部の人々が反対運動をしたりするケースもあります。レガシーといって、自分の子弟を入学させるために寄附することなどもあり、利益相反の問題と、寄附という本来見返りを求めない行為の倫理の問題が、寄附が発展している国であるがゆえに付きまとうのです。はじめに寄附をしてもらうときに、一定以上の寄附の場合には契約を結ぶようですが、それが調整できていない場合に、あとで寄附者ともめたりすることがあるようです。

寄附率の低下との関連で、ミレニアル世代やジェネレーションZといわれている世代の人たちの寄附意識が今後どうなっていくのかが話題になっています。大学に対するロイヤリティ、愛着よりも、どちらかというと現実的なインパクトを重視していて、伝統的なダイレクトメールなどではなくSNSを使うような人たちをどう巻き込むかという点です。その世代は当初の寄附額としては小さいですが、大口寄附者はいきなり大口になるわけではなく、継続的に寄附をする中で大きくなっていく側面があるので、最初の接触点がなくなってしまうと40年後にその年代の寄附がなくなってしまう。米国ではこの問題意識もあり、よくある取り組みとしては、クラウドファンディングと、ギビングチャレンジといって、24時間にどれだけ寄附を集められるかというゲーム性を持たせ、ハッシュタグなどをつけて設定時間以内に寄附がどれだけ集まるかを競うものがあります。はじめは一過性と懐疑的にみられていたのが、意外と若者の世代が寄附をして、かつ継続してくれる、ということが分かり始めて、一部の大学で流行っているようです。

寄附者に対して大学がアプローチするのではなく、同僚同士、学生なり卒業生同士の自発的な関係性で盛り上がるケースが多いと思います。私は、米国の大学史を研究していたのですが、90年代のコネル大学のアーカイブ資料を見ていると、ボランティアの人向けの寄附募集のビデオがあったりして、どういう風に寄附募集をしていけばいいのか、という訓練を関係者にして、その人たちを通じて広げていく戦略もあると思います。日本でも小口のクラウドファンディングは、最近よく聞きますね。

日興：クラウドファンディングは最近では研究室単位などで取り組んでいますね。

福井：最近、クラウドファンディングのモチベーションに関する論文²が出ていて、それは科学研究プロジェクトに対する寄附についてでしたが、やはり自分の関心のあるテーマ設定のものに対しては寄附する確率が高くなるようです。どちらかというとなマクロの日本の科学的研究の向上のため、というアプローチはあまり響かないようです。

日興 「身近なよい話」につながるようなものに反応がよい傾向がある気がします。

福井：米国の寄附募集も、最近は一Size Doesn't Fit Allといって、ひとつのサイズが全員に合わないように、寄附募集も一つのスタンダードでやるのではなく、その人向けのパーソナライズされたメッセージをどれだけ発信するかが大事だということになっています。自分の大学の「政府補助金が減って困っています」と言われても寄附者にとってはあまり関係ありません。単に寄附者から大学にお金が動くのではなく、寄附者が達成したいことに傾聴し、寄附者と大学が共働して達成するミッションなどを意識するということが米国の寄附募集の本に沢山出てきます。パーソナライズ、カスタマイズされた寄附募集ということです。

日興：当社でも大学などへ寄附を検討される富裕層のお客様が aumentando しているようですが、ただ寄附するだけでなく、自分の想いを実現させたい、何かの達成感を求めている、という点がポイントになっているようです。

福井：ただ単純に寄附をいただいてありがとう、というよりも、あなたの寄附でこれだけのインパクトがありました、ということが大きいと思います。米国では寄附者の意識に関する研究が進んでいます。一つは今言った期待理論と言われるものです。寄附者が大学に寄附することによって社会的なインパクトをどれだけ与えられるか、というモチベーションに拠る寄附です。その他にも社会交換理論と言われるものもあります。その大学から過去・現在・未来についてベネフィットをどれだけ受けているかに基づく寄附があります。大学の寄附の特徴の一つに、病院への寄附やNPOへの寄附と比べて潜在的寄附者との関係性が長いということがあります。在学時代からの関係性の蓄積による



結果だということもあるので、在学時代の満足度などが影響する、という実証研究が多数あります。また投資理論で、ステークホルダーは大学に半分帰属しており、単純なお客様ではなく、自分の経歴でもあるので、そこにどれだけ投資するかによって愛着につながります。カレッジスポーツをやっていた人などはチームの戦績が下がると寄附をしたりするという視点もあると思います。こういった期待理論的な発想で、大口寄附者やミレニアル世代に対し、身近なプロジェクトをどれだけ提示できるかが大事だと思います。

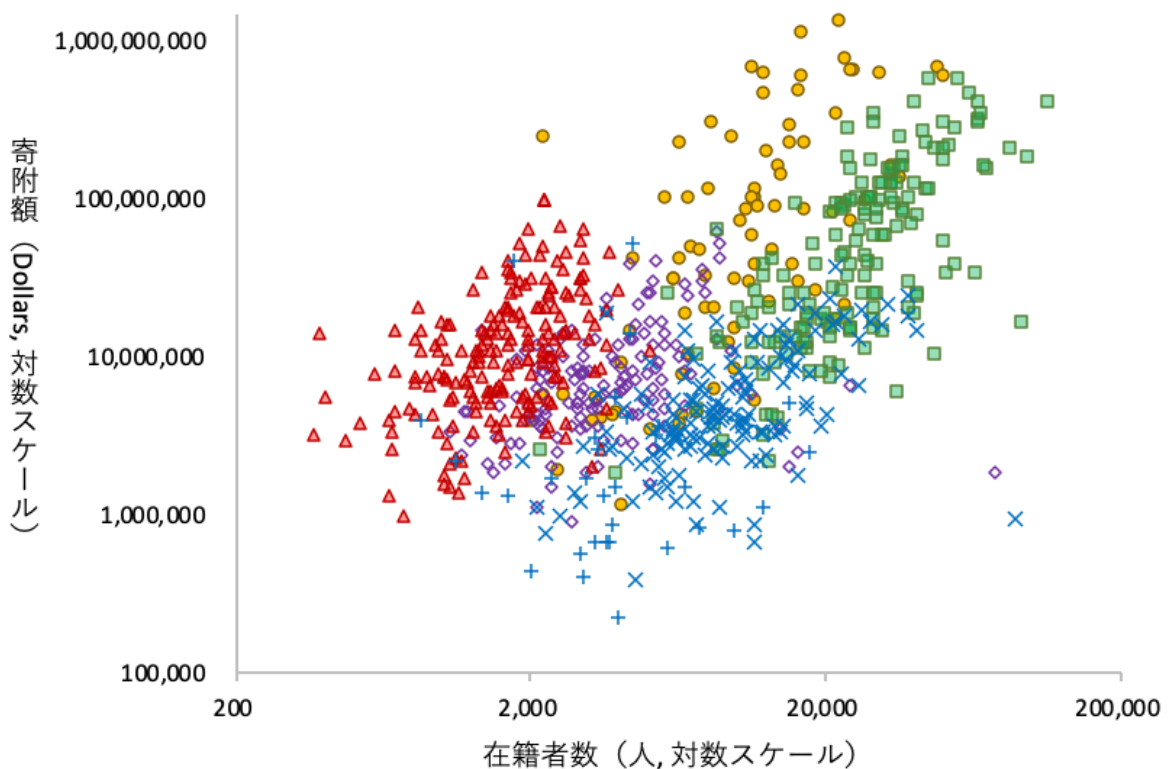
昨年、私は、コロンビア大学のドレズナー准教授のもとにいたのですが、彼は高等教育と寄附研究の中心人物の一人で、この分野の専門雑誌の編集長も務めています。彼が一昨年頃に提唱したのが、フィランソピック・ミラーリング理論というものです。寄附者というのは、昔の自分に支援される人を重ねてみるところがあります。例えば、女性であれば女子学生を支援する、マイノリティグループの人はマイノリティに寄附する、といったことを実験で実証した論文があります。様々なタイプの人に「寄附によってこのような学生が助かります」等のメッセージを含んだ寄附レターを送るのですが、対象となる学生と寄附者の社会的属性が一致すると寄附率が上がる、という結果が出ています。自分の持っている価値観や自分の経験から将来を支えたい世代やコミュニティに支援する、というモチベーションからの寄附という動きが出てくるかもしれません。

日興：同郷の人には頑張ってもらいたいなどですね。ただ、男性が女性の社会進出を応援したいなどのことはあるかもしれませんね。

福井：そういった話や、先ほどの期待理論など、様々なマトリクスで決まってくると思います。また、運営費交付金が減少しているから寄附を集めるといった話がありますが、そのメッセージはあまり響かないと思います。政府補助金と寄附との相関が正なのか負なのか、無相関なのかはずっと議論になっています。逆相関は政府補助金が減れば代わりに寄附する人が増えるのが前提ですが、大学も様々な活動をしていてどの大学を選べばいいのかわからないので、政府補助金が入る大学はよいことをやっていると思って、寄附を誘発する呼び水になっている、という説もありました。ただ、先日論文³にも書きましたが、最近のデータから検証すると、米国も日本も両者は関係なくなってきたようです。政府補助金が減ったから寄附が欲しいということはネガティブな印象で寄附者には響かず、やはりインパクトが大事になってくると思います。また、政府系の用途制限の無い補助金と寄附金は性質が全く違う資金です。運営費交付金は比較的自由度の高いものですが、寄附のほとんどはある研究プロジェクトや、奨学金目的など、用途が決まっているものがほとんどだと思います。したがって、寄附をいくら集めたからといって、運営費交付金のような使い方ができるわけではなく、ある特定分野が潤うわけです。全学的に自由なお金が使え、という話では全くない、ということをしっかり認識しておくべきです。寄附に過度に期待すべきではありません。

強調しておきたいことは、日本にしばしば紹介される巨額の寄附を集める米国の有名大学は米国でも特殊な大学だということです。米国には寄附金収入がそこまで大きくない大学も沢山あります。規模別の分析で縦に寄附額を、横に在籍者数をとって大学のタイプ別にみると、年間1億ドル以上集められている大学は●（私立博士研究型大学）と■（州立博士研究型大学）のほんの一部です。同じ在籍者数では州立よりも私立の方が集められているという傾向があります。▲は、いわゆるリベラルアーツ系の私立学士型大学ですが、左に集中しており、大学によっても大きな差があります。学生一人当たりの寄附額でみると、私立の博士研究型と私立のリベラルアーツ系の学士型が全体的な傾向としては他の大学に比べて多くなっています。

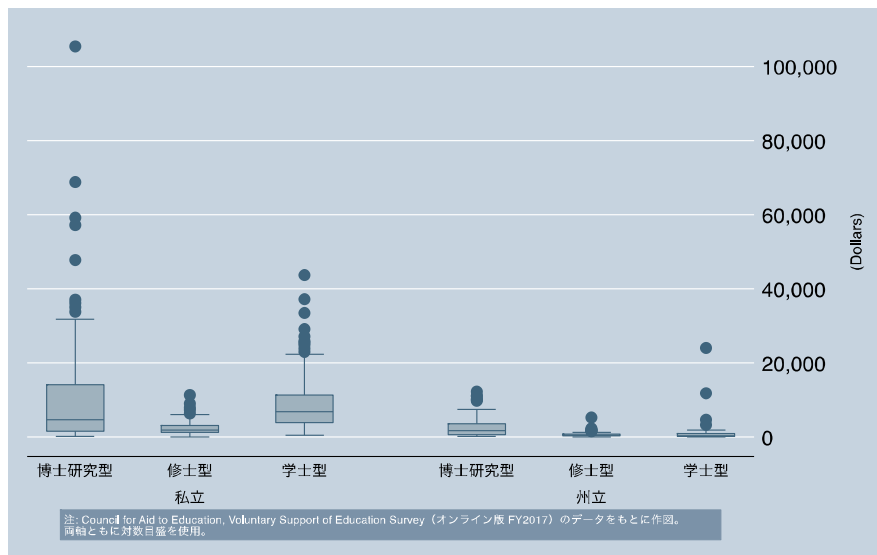
高等教育機関の分布（寄附×在籍者数 FY2017）



- 私立博士研究型大学 ◆ 私立修士型大学 ▲ 私立学士型大学
- 州立博士研究型大学 + 州立修士型大学 × 州立学士型大学

注： Council for Aid to Education, Voluntary Support of Education Survey (オンライン版 FY2017) のデータをもとに作図。両軸とも対数目盛を使用。

学生一人当たりの寄附収入 FY2017



大学のタイプによって寄附を企業から多くもらっているのか、個人から多くもらっているかも違って、研究型大学ではリサーチ系の割合が多く、他の大学では奨学金系の割合が高いという傾向が出ています。これは米国のケースで、今年から取り組んでいる4年間のプロジェクトで、日本における大学への寄附意識に関するデータを蓄積しようと考えています。

日興：最後になりますが、今回、日本の大学が学べるようなことも伺えたと思いますが、先生から提言があれば伺えますでしょうか。

福井：米国のように大口寄附に依存する大学には脆弱性もあるので、それが果たしてよいのか、ということは常に考える必要があります。しかし、資産形態に対する寄附というのを大学や政府がどう捉えるか、考える余地は残されていると思います。やはり、米国の寄附社会の大きな背景には格差社会があります。高所得者層に富が蓄積される仕組みがあることと、その富が金融市場で拡大したときに、政府も税の公平性の観点で問題がないとは言えないが認めてしまっている、という特殊環境の中で資産形態の寄附が動いています。そういった環境が日本とは前提条件が違う話になると思います。この違いをどのように捉えるかです。

日興：日本では富の再分配を社会システムがある程度してしまいますから、極端な資産家は生まれにくいですからね。その再分配をしている過程で大学にも交付金が出ているのでしょけれど。

福井：これまで暗黙の社会合意としてそういったことがあったと思いますが、寄附によって成り立たせる社会は、また別の默契が必要だと思います。公共的な活動に対して国民が積極的に支援し社会を発展させていく、税の公平性から見れば議論の余地のある税制優遇措置をも認め寄附を支

えていく、という黙契です。しかし、長い蓄積の中で作られてきた米国の寄附社会の要素を部分的に取り出して、前提条件の異なる日本の中で機能させるということには限界と弊害もあるでしょう。それよりもむしろ、日本のクラウドファンディングの動きや、震災後の支援など、日本独自の寄附意識に関するデータを蓄積して、それに合った形で考えていかなければいけないと思います。それは米国の特殊な税制や資産に対する考え方の社会像とは違ったものになるかもしれません。

一方で国際的な競争環境の中で見ると、今は中国の大学が共産圏の中にありながら寄附を集めることに強い関心を持っています。世界的な潮流として、政府に支えられてきた公共的な活動が難しくなる中で、寄附に期待が寄せられているのです。また、ドレズナー准教授が指摘しているのは、特に国際的な研究大学では、寄附が集まっていることが有力大学の証であるというモチベーションから寄附募集をしなければいけないプレッシャーが生まれ始めているという点です。こうした国際的な情勢を見据えながら、寄附意識に関する日本的特質性に関する知見を蓄積していかなければいけないと考えています。

日興： 本日はありがとうございました。

(脚注)

¹ Cook, W. B. (1997). Fund raising and the college presidency in an era of uncertainty: From 1975 to the present. *The Journal of Higher Education*, 68(1), 53-86.

² 網中裕一・吉岡(小林)徹. (2020). 日本におけるクラウドファンディングを通じた科学研究支援の動機. 研究技術計画, 35(1), 77-95.

³ Fukui, F. (2020). Do government appropriations and tax policies impact donations to public research universities in Japan and the USA?. *The International Journal of Higher Education Research*, open access.

福井 文威 (ふくい・ふみたけ) 氏
鎌倉女子大学学術研究所准教授

慶應義塾大学総合政策学部卒業。東京大学大学院教育学研究科博士課程修了。博士（教育学）。専門は、高等教育論、アメリカ大学史。日本学術振興会特別研究員、政策研究大学院大学ポストドクトラルフェロー、同大学助教授等を経て現職。2018-19年度、フルブライト研究員としてコロンビア大学ティーチャーズカレッジにて在外研究。2020年度より私学高等教育研究所研究員。主な著書・論文として、『米国高等教育の拡大する個人寄付』東信堂（第17回日本NPO学会賞優秀賞、第8回日本教育社会学会奨励賞受賞）、Do Government Appropriations and Tax Policies Impact Donations to Public Research Universities in Japan and the USA? (*The International Journal of Higher Education Research*, 2020) 他。

『正しい知識と理解』

社会情勢を受けて、今回のインタビューや執筆は新型コロナ関連の話が多くなりました。中でも、日本赤十字社の堀事業局長のお話は私自身、大変勉強になりました。

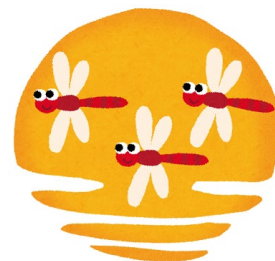
海外クルーズ船への救護班派遣は皆さまご存知の通りですが、活動を行う上で、言葉や薬の壁、心のケアなど様々な対処をされた話には、現場の臨場感がありました。命をかけて尽力いただいている医療従事者の方々へ改めて感謝申し上げます。

また、感染症という目に見えない恐怖は、差別や偏見などを生みやすく、感染が広がった現在においては、私たちのような医療現場以外の一般企業の職場においても、新型コロナウイルスについて正しい知識を持ち、理解することが大切だと強く感じました。

今回コロナ禍にも関わらずインタビューや執筆など制作にご協力いただいた方々、本当にありがとうございました。次回は12月の発行で、私立大学の決算分析を特集で取り上げる予定です。どうぞご期待ください。



公益法人業務部
制度調査課長
安川弘司



公益法人向け情報誌 こうえき 第10号

【発行日】 2020年9月1日

【発行元】 SMBC日興証券株式会社 公益法人業務部 制度調査課

【責任者】 安川 弘司

【編集者】 司 淳 荻野 香織

【免責事項】

本資料は有価証券その他の投資商品の売買の勧誘ではなく、情報提供のみを目的にSMBC日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）が作成したものです。本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成していますが、これらの情報が完全、正確であるとの保証はいたしかねます。情報が不完全または要約されている場合もあります。本資料に記載する価格、数値等は、過去の実績値、概算値あるいは将来の予測値であり、実際とは異なる場合があります。かかる価格、数値等は予告なしに変更することがありますので、予めご了承くださいようお願いいたします。本資料は将来の結果をお約束するものではありませんし、本資料にある情報をいかなる目的で使用される場合におきましても、お客さまの判断と責任において使用されるものであり、本資料にある情報の使用による結果について、当社が責任を負うものではありません。本資料は、本資料を受領される特定のお客さまの財務状況、ニーズ又は投資目的を考慮して作成されているものではありません。本資料はお客さまに対して税金、法律、投資上のアドバイスを提供する目的で作成されたものではありません。投資に関する最終決定は、契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、お客さま向け資料等をよくお読みになり、お客さまご自身の判断でなさるようお願いいたします。本資料に含まれる情報は、提供されましたお客さま限りでご使用ください。本資料は当社の著作物です。本資料のいかなる部分についても電子的または機械的方法を問わず、いかなる目的であれ、当社の事前の承諾なしに複製または転送等を行わないようお願いいたします。本資料に関するお問合せは当社公益法人業務部制度調査課までお願いいたします。本資料に記載された会社名、商品名またはサービス名等は、当社または各社の商標または登録商標です。

【店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について】

仕組債の評価額は、弊社が自ら評価・算定し、もしくは同業者その他の金融機関等から入手し、公正妥当な現在価値との認識のもとに提供する「評価・算定時価」情報です。これらの価格は通常の取引単位を前提とした場合の参考値であり、お取引を締結する際に実際に用いられる価格を表すものではなく、当該価格において弊社が売買取引等の約定を保証するものではありません。

仕組債は、中途売却を想定した商品ではありません。流通市場が存在していない等の要因により、中途売却を希望されても売却価格が購入価格を大きく下回るおそれがあります。

【金融商品取引法第37条（広告等の規制）にかかる留意事項】

本資料は、法制度 / 税務、自社株評価、相続 / 事業承継、株主対策 / 資本政策、オファリング、M&A / IPO、年金 / 保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、およびその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容にしたがって、お客さまが実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客さまのご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社（以下「当社」といいます）がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。たとえば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等（売買単位未満株式を除く）の場合は約定代金に対して最大1.265%（ただし、最低手数料5,500円）の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等（直接的費用として、最大3.30%の申込手数料、最大4.50%の換金手数料または信託財産留保額、間接的費用として、最大年率3.64%の信託報酬（または運用管理費用）およびその他の費用等）をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等または相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます（債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります）。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて当社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率または金額を記載しています。

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示にかかわらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もあります。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客さまを取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容にしたがって、お客さまが実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもあります。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等および有価証券の発行者等の信用状況（財務・経営状況を含む）の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ（元本欠損リスク）、または元本を超過する損失を生ずるおそれ（元本超過損リスク）があります。なお、信用取引またはデリバティブ取引等（以下「デリバティブ取引等」といいます）を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客さまの差し入れた委託保証金または証拠金の額（以下「委託保証金等の額」といいます）を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格または指標等の変動により損失の額がお客さまの差し入れた委託保証金等の額を上回るおそれ（元本超過損リスク）があります。また、店頭デリバティブ取引については、当社が表示する金融商品の売り付けの価格と買い付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等およびリスク等は商品ごとに異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは当社各店舗までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、およびお客さまの個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客さまの最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等 SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号
加入協会名 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会

（2023年9月30日現在）

